

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成23年4月1日
(第11期) 至 平成24年3月31日

株式会社
セブン銀行

(E03623)

第11期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社

セブン銀行

目 次

	頁
第11期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	6
5 【従業員の状況】	6
第2 【事業の状況】	7
1 【業績等の概要】	7
2 【生産、受注及び販売の状況】	21
3 【対処すべき課題】	21
4 【事業等のリスク】	22
5 【経営上の重要な契約等】	27
6 【研究開発活動】	27
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	28
第3 【設備の状況】	33
1 【設備投資等の概要】	33
2 【主要な設備の状況】	33
3 【設備の新設、除却等の計画】	34
第4 【提出会社の状況】	35
1 【株式等の状況】	35
2 【自己株式の取得等の状況】	53
3 【配当政策】	54
4 【株価の推移】	55
5 【役員の状況】	56
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	60
第5 【経理の状況】	69
1 【財務諸表等】	70
第6 【提出会社の株式事務の概要】	112
第7 【提出会社の参考情報】	113
1 【提出会社の親会社等の情報】	113
2 【その他の参考情報】	113
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	114
監査報告書	
内部統制報告書	
確認書	

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年6月19日

【事業年度】 第11期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

【会社名】 株式会社セブン銀行

【英訳名】 Seven Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 二子石 謙輔

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

【電話番号】 03（3211）3041

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員企画部長 舟竹 泰昭

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

【電話番号】 03（3211）3041

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員企画部長 舟竹 泰昭

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

回次		第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月		平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
経常収益	百万円	83,663	89,815	88,830	83,964	88,318
経常利益	百万円	24,650	28,751	30,407	27,449	29,557
当期純利益	百万円	13,830	16,988	17,953	16,008	17,267
持分法を適用した場合の投資利益	百万円	—	—	—	—	—
資本金	百万円	30,500	30,500	30,503	30,503	30,505
発行済株式総数	千株	1,220	1,220	1,220	1,190	1,190,908
純資産額	百万円	88,974	98,393	109,939	114,539	125,629
総資産額	百万円	488,137	493,360	502,782	600,061	652,956
預金残高	百万円	170,548	188,111	208,708	312,692	331,581
貸出金残高	百万円	—	—	126	536	1,916
有価証券残高	百万円	97,849	88,887	89,410	99,978	98,813
1株当たり純資産額	円	72,930.25	80,610.55	90,039.83	96.05	105.30
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	4,200 (—)	4,900 (2,100)	5,200 (2,450)	5,200 (2,600)	2,603.60 (2,600)
1株当たり当期純利益金額	円	11,808.84	13,924.60	14,716.01	13.19	14.49
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	—	13,923.12	14,712.13	13.19	14.48
自己資本比率	%	18.23	19.93	21.84	19.06	19.20
単体自己資本比率 (国内基準)	%	43.89	45.05	49.58	51.19	53.25
自己資本利益率	%	16.89	16.94	16.11	13.28	13.50
株価収益率	倍	18.12	18.84	12.77	12.69	12.34
配当性向	%	35.56	35.18	35.33	39.39	42.75
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	54,523	32,662	30,527	125,487	1,401
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△43,307	△11,664	△10,518	△23,140	△11,703
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,303	△7,686	△6,405	△11,526	△6,192
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	267,277	280,589	294,192	385,013	368,518
従業員数 〔外、平均臨時従業員 数〕	人	290 〔184〕	308 〔197〕	329 〔212〕	328 〔232〕	409 〔227〕

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
3. 持分法を適用した場合の投資利益につきましては、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 第11期(平成24年3月期)中間配当についての取締役会決議は平成23年11月10日に行いました。
5. 第11期(平成24年3月期)1株当たり配当額は、株式分割前の第2四半期末の配当と、株式分割後の期末配当を合計したものであり、株式分割後に換算すると、中間配当は1株当たり2円60銭、年間配当は6円20銭に相当いたします。同様に平成23年3月期の配当を株式分割後に換算すると、中間配当は1株当たり2円60銭、年間配当は5円20銭に相当いたします。
- また、第11期(平成24年3月期)1株当たり配当額2,603円60銭には、期末配当における東京証券取引所市場第一部上場の記念配当1円00銭を含んでおります。
6. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号平成22年6月30日)を適用しております。平成23年12月1日付で1株につき1,000株の株式分割を行いました。第10期(平成23年3月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
- また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
7. 第7期(平成20年3月期)の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。
8. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
9. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当社は、国内基準を採用しております。
10. 従業員数は、役員、執行役員、当社からの出向者、パート社員、派遣スタッフを除き、社外から当社への出向者を含めた就業人員であります。ただし、第7期から第10期までの数字には嘱託社員等を除いております。詳細は、「第1 企業の概況」中、「5 従業員の状況」に記載しております。
11. 従業員数の〔外書〕は、1日8時間、月間163時間換算による臨時従業員の月平均人員を概数で記載しております。

2 【沿革】

- 平成13年4月 予備免許取得
「株式会社アイワイバンク銀行」設立（資本金20,205百万円）
銀行営業免許取得
- 平成13年5月 営業開始
全国銀行協会入会（正会員）
- 平成13年6月 全銀システム接続、BANC S接続
振込サービス開始
- 平成13年8月 第1回第三者割当増資（資本金30,805百万円）
- 平成13年12月 インターネット・モバイル・テレホンバンキングサービス開始
- 平成14年3月 第2回第三者割当増資（資本金61,000百万円）
- 平成16年7月 お客さまサービス部新設
- 平成17年4月 A T Mコールセンター（大阪）稼働開始
確定拠出年金専用定期預金の取扱い開始
有人店舗開設
- 平成17年7月 第2世代A T M導入開始
- 平成17年10月 社名変更（「株式会社セブン銀行」に変更）
- 平成18年1月 新勘定系システム稼働開始
- 平成18年3月 銀行代理業務開始
定期預金開始
- 平成18年4月 A T MでのI Cキャッシュカード対応開始
- 平成18年9月 減資（資本金61,000百万円のうち30,500百万円減資し、同額を資本準備金に振替）
- 平成19年6月 A T Mの運営・管理一括受託開始
- 平成19年7月 A T Mでの海外発行カード対応開始
- 平成19年9月 第2世代A T Mで電子マネー「nanaco（ナナコ）」のチャージ開始
- 平成19年11月 視覚障がいのあるお客さま向けA T Mサービス開始
- 平成19年12月 47都道府県へのA T M展開完了
- 平成20年2月 ジャスダック証券取引所（現大阪証券取引所J A S D A Q（スタンダード））に株式
を上場
- 平成21年4月 金融犯罪対策室（現金融犯罪対策部）新設
- 平成22年1月 個人向けローンサービス開始
- 平成22年2月 保険代理業務開始
- 平成22年11月 第3世代A T M導入開始
- 平成23年3月 海外送金サービス開始
- 平成23年12月 東京証券取引所市場第一部に株式を上場

3 【事業の内容】

当社は、ATM事業及び金融サービス事業を行っております。

平成24年3月末現在の当社の事業内容は以下のとおりであります。

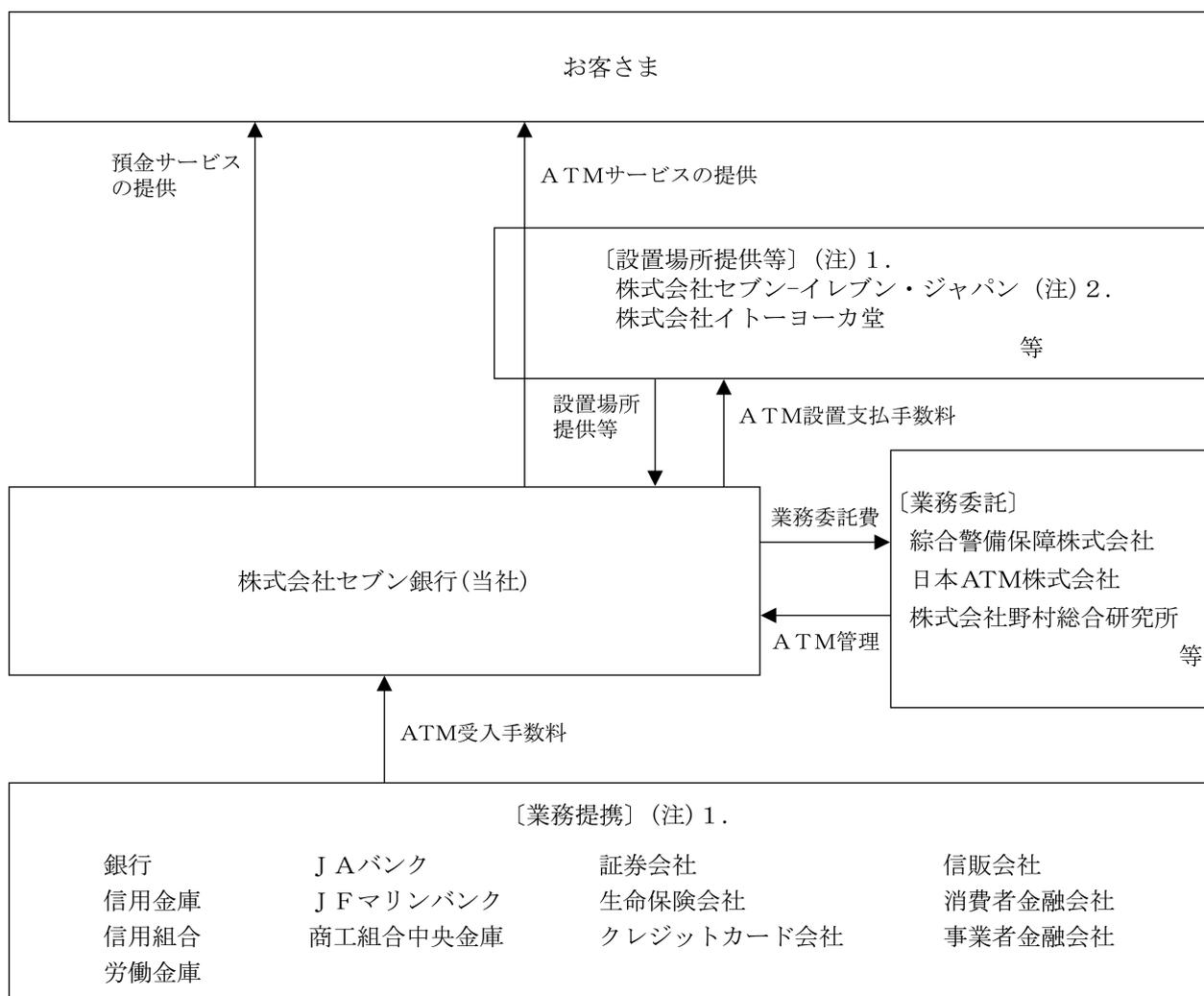
(1) ATM事業

セブン&アイHLDGS.グループ（以下、「7&iグループ」という）のセブン-イレブン、イトーヨーカドー等の店舗をはじめ、空港や駅、金融機関店舗等に現金自動預払機（以下、「ATM」という）を設置し、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、JAバンク、JFマリンバンク、商工組合中央金庫、証券会社、生命保険会社、クレジットカード会社、消費者金融会社等多くの金融機関と提携することで、原則24時間365日稼働する利便性の高いATMネットワークを介して多くのお客さまに入出金サービスを提供するという事業を展開しております。

(2) 金融サービス事業

当社に口座をお持ちの個人のお客さまを対象に、ATMをはじめパソコンや携帯電話からも普通預金や定期預金、ローンサービス、海外送金サービスなどをご利用いただける身近で便利な口座サービスを提供しております。

[事業系統図]



(注) 1. 各社との重要な契約内容については「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」を参照
 2. その他の関係会社

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 被所有 割合(%)	当社との関係内容				
					役員 の兼 任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(親会社) 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	東京都千代田区	50,000	純粋持株会社	45.81 (45.81)	1 (1)	—	預金取引関係	—	—
(その他の関係会社) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区	17,200	コンビニエンスストア事業	38.09	—	—	事務委任取引関係 預金取引関係	—	—

- (注) 1. 議決権の被所有割合の()内は、間接所有の割合(内書)であります。なお、議決権の被所有割合は、小数点第3位以下を切捨て表示しております(議決権及び株式の所有割合を含め、以下、同じ)。
 2. 株式会社セブン&アイ・ホールディングスは有価証券報告書を提出しております。
 3. 「当社との関係内容」の「役員の内書」欄の(内書)は当社の役員であります。

5 【従業員の状況】

(1) 当社の従業員数

平成24年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
409 [227]	44.0	4.9	6,777

- (注) 1. 従業員数は役員、執行役員、当社からの出向者、パート社員、派遣スタッフを除き、社外から当社への出向者を含めた就業人員であります。
 なお、今回より嘱託社員等を含めた人数を記載しており、従来の記載方法の場合の従業員数は324人であります。
 2. 従業員数の〔外書〕は、1日8時間、月間163時間換算による臨時従業員の月平均人員を概数で記載しております。
 3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 4. 当社では労働組合は結成されていませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

(金融経済環境)

わが国の景気は、海外経済の減速や円高の影響などから、依然として横ばい圏内で推移してはいるものの、新興国・資源国の経済成長や震災復興関連の需要増加を背景に緩やかな回復基調に転じていくと考えられます。また、金融環境は、緩和の動きが続いており、民間企業の資金需要面をみると、運転資金や企業買収関連を中心に増加の動きがみられます。各金融機関のバランスシートの健全性も保たれており、安定した状況が続いております。

(当事業年度における事業の経過及び成果)

① ATM事業の状況

当事業年度も、グループ内外でATM設置台数の増加を推進いたしました。加えて、ご利用いただける提携金融機関を増やすことにより、ATMをご利用いただくお客さまの利便性向上に努めました。

当事業年度は、新たにSBJ銀行（平成23年4月）、福岡中央銀行（平成23年6月）、長崎銀行（平成23年9月）、北九州銀行（平成23年10月）、オリックス銀行（平成24年3月）のほか、信用金庫3庫、信用組合3組合と提携いたしました。この結果、当事業年度末現在の提携先は、銀行105行、信用金庫265庫、信用組合132組合、労働金庫13庫、JAバンク1業態、JFマリンバンク1業態、商工組合中央金庫1庫、証券会社9社、生命保険会社8社、その他金融機関42社^{(注) 1.}の計577社^{(注) 2.}となりました。

ATM設置については、グループ内では、鹿児島県等セブン-イレブン店舗の新規出店地域に合わせて展開したほか、利用件数の多いセブン-イレブン店舗へのATM増設（当事業年度末現在の複数台設置店舗は1,100店）を行いました。一方、グループ外では、大和証券の本支店に約140台の設置を完了したほか、大丸ピーコックに新たに設置するなど、お客さまのご利用ニーズの高い商業施設や駅、高速道路のサービスエリア等への展開を推進いたしました。

また、震災による被災地域のATMサービスの早期回復に取り組んだほか、移動型ATMサービスをいち早く導入し、被災者の生活を支援いたしました。

以上の取り組みの結果、ATM設置台数は16,632台（前事業年度末比8.2%増）になりました。また、当期のATM1日1台当たり平均利用件数は112.6件（前事業年度比0.3件増）、総利用件数は655百万件（同7.4%増）と推移いたしました。

(注) 1. 平成24年3月末のその他金融機関数は、前事業年度末（43社）から合併により1社減少し、42社となりました。

2. JAバンク及びJFマリンバンクについては、業態としてそれぞれ1つとしております。

② 金融サービス事業の状況

平成24年3月末現在、個人のお客さまの預金口座数は971千口座（前事業年度末比9.6%増）、個人向けローンサービスの契約口座数は17千口座（同90.9%増）となりました。平成23年6月には、お客さまの多様なニーズにお応えするべく、個人向けローンサービスのご利用限度額を、一定条件を満たしたお客さまを対象に、従来の10万円から30万円または50万円まで増額できるようにいたしました。

また、平成23年3月から開始した海外送金サービスは当初のパソコンや携帯電話でのご利用に加え、同年7月からはA T Mでもご利用いただけるようになり、サービス開始から約1年で契約口座数は約10千口座、送金件数は約32千件となりました。

③ 経営成績

当事業年度の当社業績は、経常収益が88,318百万円、経常利益が29,557百万円、当期純利益が17,267百万円となりました。

A T M設置台数の増加と預貯金金融機関の取引件数伸長により、総利用件数が着実に増加したため、増収増益となりました。また、改正貸金業法の完全施行によるノンバンクの取引減少の動きは底入れしつつあります。

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)	増減率 (%)
経常収益	83,964	88,318	5.1
経常利益	27,449	29,557	7.6
当期純利益	16,008	17,267	7.8

④ 資産、負債及び純資産の状況

総資産は652,956百万円となりました。そのうちA T M運営のために必要な現金預け金が368,518百万円と過半を占めております。その他、主に為替決済、日本銀行当座貸越取引、コール市場取引の担保等として必要な有価証券が98,813百万円、提携金融機関との一時的な立替金であるA T M仮払金が123,554百万円となっております。

負債は527,326百万円となりました。このうち主なものは預金であり、その残高は（譲渡性預金を除く）331,581百万円となっております。このうち、個人向け普通預金残高が125,510百万円、定期預金残高は93,746百万円となっております。

純資産は125,629百万円となりました。このうち利益剰余金は64,401百万円となっております。

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
総資産	600,061	652,956	52,894
負債	485,522	527,326	41,804
純資産	114,539	125,629	11,090

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物は、前事業年度末より16,494百万円減少し、368,518百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は、以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に税引前当期純利益29,300百万円、譲渡性預金の増加額20,000百万円、預金の増加額18,888百万円及びコールマネー等の増加額16,200百万円等の増加要因が、A T M未決済資金の増加額41,067百万円及び普通社債の償還による減少額36,000百万円等の減少要因を上回ったことにより、1,401百万円の収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出161,465百万円及び有形固定資産の取得による支出6,878百万円等の減少要因が、有価証券の償還による収入161,500百万円等の増加要因を上回ったことにより、11,703百万円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金6,192百万円の支払等により、6,192百万円の支出となりました。

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
営業活動による キャッシュ・フロー	125,487	1,401	△124,086
投資活動による キャッシュ・フロー	△23,140	△11,703	11,436
財務活動による キャッシュ・フロー	△11,526	△6,192	5,334
現金及び現金同等物の 期末残高	385,013	368,518	△16,494

(3) 国内業務部門収支

当事業年度の資金運用収支は前事業年度比383百万円増加し△1,445百万円、役員取引等収支は同3,372百万円増加し77,005百万円、その他業務収支は同18百万円増加し5百万円となりました。

種類	期別	金額 (百万円)
資金運用収支	前事業年度	△1,829
	当事業年度	△1,445
うち資金運用収益	前事業年度	179
	当事業年度	486
うち資金調達費用	前事業年度	2,009
	当事業年度	1,931
役員取引等収支	前事業年度	73,632
	当事業年度	77,005
うち役員取引等収益	前事業年度	83,644
	当事業年度	87,711
うち役員取引等費用	前事業年度	10,011
	当事業年度	10,705
その他業務収支	前事業年度	△12
	当事業年度	5
うちその他業務収益	前事業年度	—
	当事業年度	5
うちその他業務費用	前事業年度	12
	当事業年度	—

(注) 国際業務部門の収支はありません。また、特定取引収支はありません。

(4) 国内業務部門資金運用／調達状況

当事業年度の資産運用勘定平均残高は前事業年度比16,493百万円増加し176,643百万円、利息は同306百万円増加し486百万円、利回りは同0.16%増加し0.27%となりました。また、資金調達勘定平均残高は同52,843百万円増加し488,317百万円、利息は同77百万円減少し1,931百万円、利回りは同0.06%減少し0.39%となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前事業年度	160,150	179	0.11
	当事業年度	176,643	486	0.27
うち貸出金	前事業年度	347	52	14.97
	当事業年度	1,147	172	15.02
うち有価証券	前事業年度	118,874	68	0.05
	当事業年度	123,839	247	0.19
うちコールローン	前事業年度	32,770	56	0.17
	当事業年度	42,648	63	0.14
うち預け金 (除く無利息分)	前事業年度	8,157	2	0.03
	当事業年度	9,008	2	0.03
資金調達勘定	前事業年度	435,474	2,009	0.46
	当事業年度	488,317	1,931	0.39
うち預金	前事業年度	256,031	410	0.16
	当事業年度	335,437	562	0.16
うち譲渡性預金	前事業年度	33,579	38	0.11
	当事業年度	26,075	26	0.10
うちコールマネー	前事業年度	22,778	23	0.10
	当事業年度	23,123	21	0.09
うち借入金	前事業年度	33,085	332	1.00
	当事業年度	23,910	256	1.07
うち社債	前事業年度	90,000	1,204	1.33
	当事業年度	79,770	1,064	1.33

(注) 1. 平均残高は日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2. 国際業務部門の資金運用勘定・資金調達勘定はありません。

(5) 国内業務部門役務取引の状況

当事業年度の役務取引等収益は、A T M関連業務83,870百万円及び為替業務591百万円等により合計で前事業年度比4,066百万円増加し87,711百万円となりました。役務取引等費用は、支払為替手数料を含めて同694百万円増加し10,705百万円となりました。

種類	期別	金額（百万円）
役務取引等収益	前事業年度	83,644
	当事業年度	87,711
うち預金・貸出業務	前事業年度	60
	当事業年度	65
うち為替業務	前事業年度	517
	当事業年度	591
うちA T M関連業務	前事業年度	80,521
	当事業年度	83,870
役務取引等費用	前事業年度	10,011
	当事業年度	10,705
うち為替業務	前事業年度	226
	当事業年度	269
うちA T M関連業務	前事業年度	9,733
	当事業年度	10,335

(注) 国際業務部門の役務取引はありません。

(6) 国内業務部門預金残高の状況

○預金の種類別残高（末残）

種類	期別	金額（百万円）
預金合計	前事業年度	312,692
	当事業年度	331,581
うち流動性預金	前事業年度	171,873
	当事業年度	196,290
うち定期性預金	前事業年度	140,604
	当事業年度	134,949
うちその他	前事業年度	214
	当事業年度	341
譲渡性預金	前事業年度	20,690
	当事業年度	40,690
総合計	前事業年度	333,382
	当事業年度	372,271

(注) 1. 国際業務部門の預金期末残高はありません。

2. 流動性預金＝普通預金

3. 定期性預金＝定期預金

(7) 国内業務部門貸出金残高の状況

業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成23年3月31日		平成24年3月31日	
	貸出金残高（百万円）	構成比（%）	貸出金残高（百万円）	構成比（%）
個人	536	100.00	1,916	100.00
法人	—	—	—	—
合計	536	100.00	1,916	100.00

（注）国際業務部門の貸出金期末残高はありません。

(8) 国内業務部門有価証券の状況

○有価証券残高（末残）

種類	期別	金額（百万円）
国債	前事業年度	95,630
	当事業年度	96,669
地方債	前事業年度	—
	当事業年度	—
短期社債	前事業年度	—
	当事業年度	—
社債	前事業年度	2,203
	当事業年度	—
株式	前事業年度	2,144
	当事業年度	2,144
その他の証券	前事業年度	—
	当事業年度	—
合計	前事業年度	99,978
	当事業年度	98,813

（注）国際業務部門の有価証券期末残高はありません。

(参考) 当社の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益状況 (単体)

(1) 損益の概要

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	71,791	75,566	3,774
経費 (除く臨時処理分)	44,320	45,993	1,672
人件費	4,613	4,810	196
物件費	37,374	39,318	1,943
税金	2,331	1,865	△466
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	27,471	29,572	2,101
のれん償却額	—	—	—
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	27,471	29,572	2,101
一般貸倒引当金繰入額	—	6	6
業務純益	27,471	29,566	2,095
うち債券関係損益	—	—	—
臨時損益	△21	△8	13
株式等関係損益	△137	—	137
不良債権処理額	—	0	0
貸出金償却	—	—	—
個別貸倒引当金繰入額	—	0	0
その他の債権売却損等	—	—	—
貸倒引当金戻入益	—	—	—
償却債権取立益	—	—	—
その他臨時損益	115	△8	△124
経常利益	27,449	29,557	2,108
特別損益	△449	△257	192
うち固定資産処分損益	△19	△145	△126
税引前当期純利益	26,999	29,300	2,300
法人税、住民税及び事業税	10,927	12,029	1,101
法人税等調整額	63	3	△60
法人税等合計	10,991	12,032	1,041
当期純利益	16,008	17,267	1,259

- (注) 1. 業務粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他業務収支
2. 業務純益＝業務粗利益－経費 (除く臨時処理分) －一般貸倒引当金繰入額
3. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
4. 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却
5. 株式等関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

(2) 営業経費の内訳

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
給与・手当	4,371	4,647	276
退職給付費用	243	244	1
福利厚生費	70	32	△38
減価償却費	11,603	12,355	751
土地建物機械賃借料	2,106	1,050	△1,055
営繕費	150	157	7
消耗品費	4	6	1
給水光熱費	128	125	△3
旅費	173	193	20
通信費	3,309	3,508	199
広告宣伝費	568	1,268	700
諸会費・寄付金・交際費	25	51	25
租税公課	2,331	1,865	△466
業務委託費	14,242	15,028	785
保守管理費	3,939	4,233	293
その他	1,052	1,307	255
計	44,321	46,075	1,753

(注) 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。

2. 利鞘 (単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	0.11	0.27	0.16
(イ) 貸出金利回	14.97	15.02	0.04
(ロ) 有価証券利回	0.05	0.19	0.14
(2) 資金調達原価 ②	10.63	9.81	△0.82
(イ) 預金等利回	0.15	0.16	0.00
(ロ) 外部負債利回	0.63	0.59	△0.04
(3) 総資金利鞘 ①-②	△10.52	△9.53	0.98

(注) 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3. ROE (単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	22.79	23.13	0.33
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	22.79	23.13	0.33
業務純益ベース	22.79	23.12	0.33
当期純利益ベース	13.28	13.50	0.22

4. 預金・貸出金の状況 (単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金 (末残)	312,692	331,581	18,888
預金 (平残)	256,031	335,437	79,406
貸出金 (末残)	536	1,916	1,380
貸出金 (平残)	347	1,147	799

(注) 譲渡性預金を除いております。

(2) 個人・法人別預金残高 (国内)

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	212,374	219,265	6,890
法人	100,318	112,316	11,997
合計	312,692	331,581	18,888

(注) 譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	536	1,916	1,380
住宅ローン残高	—	—	—
その他ローン残高	536	1,916	1,380

(4) 中小企業等貸出金

該当事項はありません。

5. 債務の保証 (支払承諾) の状況 (単体)

該当事項はありません。

6. 内国為替の状況（単体）

区分		前事業年度		当事業年度	
		口数（千口）	金額（百万円）	口数（千口）	金額（百万円）
送金為替	各地へ向けた分	15,874	16,181,152	16,906	18,071,200
	各地より受けた分	15,577	7,964,837	16,613	8,638,252
代金取立	各地へ向けた分	—	—	—	—
	各地より受けた分	—	—	—	—

7. 外国為替の状況（単体）

区分		前事業年度	当事業年度
		金額（百万米ドル）	金額（百万米ドル）
仕向為替	売渡為替	0	15
	買入為替	—	—
被仕向為替	支払為替	—	—
	取立為替	—	—

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、単体ベースについて算出しております。

なお、当社は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成23年3月31日	平成24年3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	30,503	30,505
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	30,503	30,505
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	0	0
	その他利益剰余金	53,326	64,401
	その他	—	—
	自己株式（△）	—	0
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	3,096	4,287
	その他有価証券の評価差損（△）	—	—
	新株予約権	154	220
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 （上記各項目の合計額）	111,391	121,347
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
	計 (A)	111,391	121,347
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注）1.	—	—	
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—	

項目		平成23年3月31日	平成24年3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	71	77
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務（注）2.	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注）3.	—	—
	計	71	77
	うち自己資本への算入額 (B)	71	77
控除項目	控除項目（注）4. (C)	2,000	2,000
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	109,462	119,424
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	54,428	65,255
	オフ・バランス取引等項目	9	5
	信用リスク・アセットの額 (E)	54,438	65,261
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (F) ((G) / 8%)	159,384	159,007
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	12,750	12,720
	計 (E) + (F) (H)	213,822	224,269
単体自己資本比率（国内基準）= (D) / (H) × 100 (%)		51.19	53.25
(参考) Tier 1 比率 = (A) / (H) × 100 (%)		52.09	54.10

(注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものではありません。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、当社の貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成23年3月31日	平成24年3月31日
	金額（百万円）	金額（百万円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0	3
危険債権	—	—
要管理債権	1	0
正常債権	68,122	125,603

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

3 【対処すべき課題】

平成24年度は、預貯金金融機関の取引は引き続き堅調な上、ノンバンクの取引減少の動きは改善していくと見られ、収益環境の好転が見込まれます。一方で、平成23年度から本格的に導入した第3世代ATMへの入れ替え加速により、減価償却費等の費用も増加します。

こうした中で、当社が持続的な成長を実現するためには、(1)ATM事業の更なる強化、(2)金融サービス事業の早期収益化、(3)新事業構築への取り組み等により、収益構造に厚みを持たせることが重要な課題であると認識しております。

(1) ATM事業の更なる強化

ATM事業については、提携金融機関と設置台数の拡大に加え、グループ外設置ATMを中心に稼働率向上に取り組んでまいります。提携金融機関の拡大については、ATMをご利用いただくお客さまの更なる利便性向上を目指し、未提携金融機関に対するアプローチを強化いたします。設置台数の拡大については、グループ内への着実な設置を継続しつつ、グループ外への展開を更に積極的に進めます。ATMの稼働率向上については、グループ外設置において多くのお客さまのご利用が見込める設置場所の選定やグループ内を含め設置後のATMの利用促進活動を推進いたします。加えて、第3世代ATMへの入れ替えを着実に進め、お客さまの利便性・安全性の向上を図ります。

(2) 金融サービス事業の早期収益化

既に始めている金融サービス事業のうち、海外送金サービスは、利用者層の開拓、拡大に一層努めてまいります。個人向けローンサービスは、認知度向上による契約口座数増加を図ります。

(3) 新事業構築への取り組み

その他の新事業については、当社が有するノウハウ、インフラを最大限活用できるようなビジネスチャンスの開拓に取り組んでまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼすおそれがあると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスクに該当しない事項についても、投資者の投資判断上重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当社の事業その他に関するリスクは、これらのものに限られるものではなく、当社の認識していないリスクを含め、これら以外のリスクが無いという保証はありません。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、当事業年度末において判断したものであります。

1. 事業戦略上のリスク

(1) A T M事業

当社の収入は、A T M事業に大きく依存しております。お客さまの利便性、安心感の向上を実現するために、A T M設置台数の増加・設置密度の向上及びセキュリティの強化等を推進しておりますが、A T M事業のビジネスモデルを脅かす以下のような変化があった場合、当社の業績及び財政状態に影響が及ぶおそれがあります。

① 現金に代替する決済の普及

現在のところA T M利用件数は増加を続けておりますが、将来、クレジットカードや電子マネー等、現金に代替し得る決済手段の普及が進むと、A T M利用件数が減少し、当社の業績に影響が及ぶおそれがあります。

② A T Mサービスに関する競争の激化

当社は、7 & i グループ以外のコンビニエンスストア等に対してA T Mを設置する会社等との間では競合関係にあります。また、A T Mネットワークを有する提携金融機関がA T M展開を積極化する場合には、当社との競合関係が拡大するおそれがあります。

現在のところA T M利用件数は増加を続けておりますが、将来、これらの会社との競争が激化し、当社A T M利用者の減少又はA T M受入手数料の低下等が生じる場合、当社の業績に影響が及ぶおそれがあります。

③ 経済条件の変更

当社が提携先から受け取るA T M受入手数料は、双方の事業にとって合理的と判断される水準に定めておりますが、将来に亘って手数料水準が変わらない保証はなく、A T M受入手数料の水準が引き下げられた場合、又はA T M受入手数料の水準が折り合わず提携関係が解消された場合、当社の業績及び財政状態に影響が及ぶおそれがあります。

④ A T M設置場所確保の環境悪化

当社は7 & i グループ内の各店舗を始め、商業施設等の7 & i グループ外にもA T Mを拡大し、安定的にA T M設置場所を確保、拡大しておりますが、将来、A T M設置場所の確保、拡大に支障を来す場合、当社の業績に影響が及ぶおそれがあります。

⑤ 貸金業法改正の影響

改正貸金業法の完全施行（平成22年6月）により、貸付額の総量規制等が行われています。この法令の将来における改正もしくは解釈の変更や厳格化などにより、当社提携先の貸金業者のお客さまによる当社ATMの利用が大幅に減少した場合には、当社のATM受入手数料収入の減少等により、当社の業績に影響が及ぶおそれがあります。

⑥ 金利上昇リスク

当社では、ATM事業を行うために必要な現金を、預金の他、借入や社債等により調達しておりますが、これらの資金調達コストは市場の金利動向に影響を受けております。

当社では、金利変動の影響を小さくするため長期固定金利での調達を進める等、相応の対策を講じておりますが、大幅な金利変動により予期せぬ資金調達コストの上昇が生じた場合には、当社の業績及び財政状態に影響が及ぶおそれがあります。

(2) 金融サービス事業

当社は、普通預金や定期預金のほか、個人向けカードローンや海外送金サービスの提供を行っておりますが、これらのサービスが順調に拡大する保証はありません。

また、金融サービス事業拡大のために、現在取り扱っていない他の金融サービスの提供等、新規事業を開始する可能性があります。これらが成功する保証はありません。また、新規事業の展開に際し、子会社設立や他社との資本提携を実施する可能性があります。仮に当社を頂点とする企業グループとして事業を展開することになった場合、当社は、単独会社としての事業経験しかないため、グループ経営に失敗するおそれもあり、当社の業績及び財政状態に影響が及ぶおそれがあります。

2. リスク管理体制

当社は、取締役会により決定される「リスク管理の基本方針」により、全社的なリスク管理方針、各種リスクの基本方針及びリスク管理組織・体制を定め、経営に係る各種リスクを認識し、適切に管理しております。また、リスクに関する経営会議の諮問機関として「リスク管理委員会」を設置し、全社的なリスク管理統括部署としてリスク統括部を設置するとともに各種リスクの管理統括部署を設置し、適切なリスク管理を実践してまいります。

このように、当社はリスク管理の観点から必要十分な体制を構築し、リスク管理を実践しておりますが、様々なリスクの全てに対応できる保証はなく、各種リスクに対する十分な対応ができない場合には、当社の業績及び財政状態に影響が及ぶおそれがあります。

3. システム障害

当社では、システムリスク管理についての基本的な考え方を「システムリスク管理規程」として定め、規程に基づきシステム開発・運用を行うことで、効率的な開発・品質向上及び安定運用を実現できるよう努めております。また常時2センターが稼働するシステム構成の採用、サーバ・ネットワーク機器の冗長化、24時間365日の運用監視等、システム障害への対策を実施するとともに、重要度に応じたファイル・プログラム等のバックアップを行い、不測の事態に備え隔地保管を実施しております。

しかし、大地震、台風等の自然災害、停電、ネットワーク障害、コンピュータウイルス等による障害又は人為的なミスによるシステム機能停止等の危険性を完全に排除することはできず、その場合には、当社の業績に影響が及ぶおそれがあります。

4. 外部委託先との関係悪化等

当社は、A T M装填用現金の交換や各種システムの開発・運用のほか、A T Mの保守・管理、コールセンター業務等の重要な業務を外部委託しております。また、預金口座開設に係る業務のうち、キャッシュカード発行・郵送業務等も外部委託しております。

現在、これらの外部委託先との関係は良好ですが、外部委託先の事業環境悪化等により委託手数料が高騰した場合や何らかの事情により外部委託先のサービス提供が困難になった場合等には、当社の業績に影響が及ぶおそれがあります。

5. 7 & i グループとの関係

当社の事業戦略、人事政策、資本政策等は、全て当社が独立して主体的に検討の上、決定しておりますが、当社は、親会社である7 & i グループ各社の店舗を中心にA T Mを設置することでA T M事業を展開しております。

当事業年度末現在の7 & i グループとの関係につきましては、次のとおりであります。

① 資本関係

当社は株式会社セブン&アイ・ホールディングス（東証一部上場）の子会社であり、同社は当社議決権の、45.81%を所有しております。7 & i グループは、今後も引き続き大株主であり続けるものと想定され、当社の方針決定に何らかの影響を与えないという保証はありません。

② 人的関係

当社の代表取締役会長である安齋 隆は、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの取締役を兼務しております。

また、当社は7 & i グループと事業上の協力関係にあり、人材交流を実施しております。

③ 取引関係

当社の平成24年3月末時点のA T M設置台数は、7 & i グループ店舗内においては15,605台（内訳は、セブン-イレブン店舗内15,129台、イトーヨーカドー店舗内300台、その他176台）となっております。また、7 & i グループ店舗外においては1,027台となっております。

このように、当社A T Mの93.8%は7 & i グループ店舗内に設置されていることから、7 & i グループ店舗内にA T Mを設置し続けることが困難になった場合や7 & i グループ店舗の来客数が著しく減少した場合には、当社の業績に影響が及ぶおそれがあります。

また、当社は、7 & i グループ各社に対してA T M設置手数料を支払っておりますが、手数料条件が将来に亘って不変である保証はなく、条件の大幅な変動により当社の業績に影響が及ぶおそれがあります。

7 & i グループ各社に関連する重要な取引は、「第5 経理の状況」中、1 「（1）財務諸表」の「関連当事者情報」に記載しております。

6. 金融犯罪への対応

当社は、A T Mを中心とした非対面取引を基本とした銀行としての特殊性を認識し、口座開設時の本人確認を厳正に行っております。また、口座利用状況を随時監視し、当社口座の金融犯罪利用を未然に防止するよう努めるとともに、お客さまの保護に注力しております。しかし、犯罪手口の急激な多様化により一時的に対策が追いつかない場合には、風評の悪化等により社会的評価や業績に影響が及ぶおそれがあります。

7. 訴訟

現在までのところ、重大な訴訟は発生しておりません。また、主に予防法務に重点を置き、弁護士等の専門家等と連携を取りながら、リスクの極小化に努めております。しかし、将来に亘って法令違反や不完全な契約締結といった法律上の問題を原因として、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす訴訟や係争が発生しない保証はありません。

8. 法律改正等の影響について

当社は現行の法令・規則等に従い業務を遂行しておりますが、将来の法令改正等の内容及びその影響を予測しコントロールすることは困難であり、将来に亘り当社の事業計画を想定どおり遂行できる保証はありません。

9. 監督官庁の規制等

当社は、銀行法第4条第1項の規定に基づき、銀行業を営むことについての免許（免許書番号金監第1812号）の交付を受け、預金、為替、貸付業務をはじめとした種々の業務を営んでおります。ただし、銀行法第4条第4項の規定（注）1.に基づき当社の免許には一定の条件が付されており、今後、外貨預金等の新たな業務を行う場合には、改めて、監督官庁の長たる金融庁長官の承認が必要となります。

したがって、承認申請の進捗状況によっては、当社の事業計画どおりに新規事業を展開できないおそれがあり、当社の業績に影響が及ぶおそれがあります。

また、銀行業については、銀行法第26条において業務の停止等及び同第27条において免許の取消し等の要件が定められており、当該要件に該当した場合、業務の停止及び免許の取消しを命じられるおそれがあります。

現時点で、当社はこれらの事由に該当する事実はないと認識しておりますが、将来、何らかの事由により業務の停止及び免許の取消し等があった場合には、当社の事業活動に支障をきたし、会社の業績に重大な影響を与えるおそれがあります。

（注）1. 銀行法第4条第4項：内閣総理大臣は、前二項の規定による審査の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要の限度において、第一項の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。

10. 自己資本比率

当社は海外営業拠点を有していないため、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）」に定められた国内基準である単体自己資本比率4%以上を維持する必要があります。

現状、当社の単体自己資本比率はこの水準を大幅に上回っております。しかし、本項に示した事業等に係る各種リスクが顕在化した場合、もしくは将来的に当該規制等が変更された場合に、その結果として要求される自己資本比率の水準を充足できなくなる可能性があります。

11. 個人情報漏洩

当社は、銀行業務を行うに際して、多数の個人情報をはじめとするお客さまの情報を保有しております。当社は、「個人情報の保護に関する法律」に定められる個人情報取扱事業者として同法に基づき個人情報の利用目的の公表又は通知、個人データの安全管理、本人からの保有個人データの開示請求等には十分留意し、その旨を「個人情報管理規程」に定め社内に周知徹底しております。さらに外部委託先との間で個人情報の取扱いに関する覚書を締結し、厳格な管理を徹底しておりますが、大規模な情報漏洩等によりお客さま等に甚大な被害を及ぼす事態が生じた場合には、監督官庁からの命令、罰則等の適用を受けるほか、当社への損害賠償請求や風評の悪化等により、当社の業績及び財政状態に影響が及ぶおそれがあります。

12. 格付け低下等に伴う資金流動性等の悪化のリスク

現在、当社は、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズから発行体格付けとして、長期「A A -」（アウトルック「ネガティブ」）、短期「A - 1 +」、及び銀行基礎信用力格付け「B」を得ているほか、株式会社格付投資情報センターから発行体格付け「A A」（格付けの方向性は「安定的」）を得ております。

しかし、この格付けが将来に亘って維持できる保証はなく、引下げがあった場合には当社の資本・資金調達に悪影響を及ぼすおそれがあります。

13. 人材の確保

当社では、A T M事業を中心とした業容の継続的な拡大に加え、新たな事業開拓のために必要とされる人材を確保することが、事業戦略上必要であると考えております。

当社は、人材採用に関して、他の金融機関のみならず、インターネットサービス関連企業やシステム関連企業と競合関係にあるために、必要とされる人材を継続的に採用し定着を図ることができない場合には、当社の経営成績や今後の事業展開に影響が及ぶおそれがあります。

14. 風評等

当社では、「風評リスク管理規程」を定め、当該規程において、認識すべき風評リスクの範囲を以下のとおり定めております。

- ① お客さまやマーケット、インターネットや電子メール等における風評、風説（以下、「風評等」という）
- ② マスコミの不正確又は不十分な報道等によって発生する風評等
- ③ システム障害、個人情報漏洩、事務ミス等の当社で発生した事故もしくは経営の根幹に関わる問題等に対する当社の不適切な対応に起因する外部からのネガティブな評価
- ④ A T M提携金融機関、外部委託先及びその他の取引先等に関する風評等

これらの風評リスクに対し、事実に基づき的確かつ緊急に対応することを基本方針とし、当社に損害をもたらし得る風評等を発生させないように留意し、上記事象が発生した場合には社内外への適切な対応を実施することで損害発生を最小限にとどめることができるよう体制を整備しております。

しかし、当社は、提携先や外部委託先も多く、必ずしも当社に責めがない場合においても様々なトラブルに巻き込まれるおそれがあり、その結果として当社の風評に影響が及ぶおそれがあります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 基本契約

会社名	契約内容	契約期間	手数料
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	同社の主宰するセブン-イレブンコンビニエンスストアに対する当社のATM設置及び管理業務に関する契約	平成13年5月7日から5年間とし、期間満了日の6ヶ月前までに双方の書面による契約終了の意思表示のない限り、自動的に5年間更新されることになっており、現在自動更新期間中であります。	ATM設置支払手数料として、ATM1台毎の月額固定手数料と金融取引1件毎の従量手数料を支払っております。
株式会社イトーヨーカ堂	同社の店舗等への当社のATM設置及び管理業務に関する契約	平成13年5月7日から1年間とし、期間満了日の2ヶ月前までに双方いずれからも更新拒絶の意思表示のない限り、自動的に1年間更新されることになっており、現在自動更新期間中であります。	ATM設置支払手数料として、ATM1台毎の月額固定手数料と金融取引1件毎の従量手数料を支払っております。

(2) 業務提携契約

当社は、ATM業務提携先の金融機関と提携契約書を締結しております。当該契約に基づき、当社は、提携金融機関に代わって、提携金融機関のお客さまに、当社ATMを介した出金、入金及び残高照会等のサービスを提供しております。

当社は、ATMを利用した本サービス（残高照会を除く）の対価として、提携金融機関からATM受入手数料を受け取っており、当社の主要な収益源となっております。なお、提携金融機関のうち、当社が各地域で現金準備等を依頼している提携先には、ATM支払手数料を支払っております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当事業年度の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づき作成しております。この財務諸表の作成に当たっては、「第5 経理の状況」中、1 「(1) 財務諸表」の「重要な会計方針」に則り見積り及び判断を行っております。

(2) 経営成績の分析

当事業年度は、A T M受入手数料等の増加により役務取引等収支が前事業年度比3,372百万円増加したことを主因に、業務粗利益が3,774百万円増加し75,566百万円となりました。この業務粗利益に、営業経費等を加減算した経常利益は、同2,108百万円増益の29,557百万円となりました。また、経常利益に特別損益及び法人税等を加減算した当期純利益は、同1,259百万円増益の17,267百万円となりました。

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	71,791	75,566	3,774
資金運用収支	△1,829	△1,445	383
役務取引等収支	73,632	77,005	3,372
その他業務収支	△12	5	18
営業経費	44,321	46,075	1,753
一般貸倒引当金繰入額	—	6	6
その他の損益	△20	73	94
経常利益	27,449	29,557	2,108
特別損益	△449	△257	192
税引前当期純利益	26,999	29,300	2,300
法人税等合計	10,991	12,032	1,041
当期純利益	16,008	17,267	1,259

(注) 業務粗利益 = (資金運用収益 - 資金調達費用) + (役務取引等収益 - 役務取引等費用)
+ (その他業務収益 - その他業務費用)

① 資金運用収支

有価証券利息配当金等の増加により資金運用収益が増加し、また社債利息等の減少により資金調達費用が減少したため、前事業年度比383百万円増加して△1,445百万円となりました。

② 役務取引等収支

A T M期間総利用件数は、前事業年度比46百万件増加し655百万件となりました。A T M設置台数の増加と預貯金金融機関の取引件数伸長等によるA T M受入手数料収入の増加を主因として、同3,372百万円増加して77,005百万円となりました。

③ その他業務収支

外国為替売買益の増加により、前事業年度比18百万円増加して5百万円となりました。

④ 営業経費

営業経費については、厳格なコスト・コントロールを実施する一方で、第3世代ATMの展開に伴い減価償却費を中心に物件費が増加したことから、前事業年度比1,753百万円増加して46,075百万円となりました。

⑤ 特別損益

前事業年度に計上した東日本大震災による損失が減少した結果、前事業年度比192百万円増加して△257百万円となりました。

(3) 財政状態の分析

当事業年度の総資産は前事業年度比52,894百万円増加し652,956百万円、負債は同41,804百万円増加し527,326百万円、純資産は同11,090百万円増加し125,629百万円となりました。

	前事業年度末 (百万円) (A)	当事業年度末 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
総資産	600,061	652,956	52,894
負債	485,522	527,326	41,804
純資産	114,539	125,629	11,090

① 貸出金

貸出金は前事業年度比1,380百万円増加し、当事業年度末残高は1,916百万円となりました。

	前事業年度末 (百万円) (A)	当事業年度末 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
貸出金残高 (末残)	536	1,916	1,380

○ リスク管理債権の状況

リスク管理債権は、前事業年度比1百万円増加して3百万円となりました。

債権の区分	前事業年度末 (百万円) (A)	当事業年度末 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
破綻先債権	0	0	0
延滞債権	0	3	2
3カ月以上延滞債権	—	—	—
貸出条件緩和債権	1	0	△0
合計	2	3	1

○ 金融再生法開示債権の状況

金融再生法開示債権は、前事業年度末比57,483百万円増加して125,607百万円となりました。債権区分毎の残高は以下の通りであります。正常債権として区分計上されている債権は貸借対照表上において貸出金、未収利息及びA T M仮払金等として計上されているものであり、A T M仮払金は提携金融機関との契約に基づく各々の金融機関のお客さまに対する払出金の事業年度末残高であります。

債権の区分	前事業年度末 (百万円) (A)	当事業年度末 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0	3	2
危険債権	—	—	—
要管理債権	1	0	△0
正常債権	68,122	125,603	57,481
合計	68,124	125,607	57,483

(注) 上記は金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づくものであります。

② 有価証券

商品有価証券は保有しておりません。

有価証券残高は前事業年度末比1,165百万円減少して98,813百万円となりました。有価証券のうち債券は為替決済及び日本銀行当座貸越取引等の担保目的で取得したものであります。

	前事業年度末 (百万円) (A)	当事業年度末 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
国債	95,630	96,669	1,038
地方債	—	—	—
社債	2,203	—	△2,203
株式	2,144	2,144	—
その他の証券	—	—	—
うち外国債券	—	—	—
外国株式	—	—	—
合計	99,978	98,813	△1,165

(注) 国際業務部門の有価証券期末残高はありません。

③ 預金

預金は、流動性預金における個人預金が増加したことにより、前事業年度末比38,888百万円増加して372,271百万円となりました。

	前事業年度末 (百万円) (A)	当事業年度末 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
流動性預金	171,873	196,290	24,416
うち個人預金	104,041	125,510	21,469
うち法人預金	67,832	70,780	2,947
定期性預金	140,604	134,949	△5,654
うち個人預金	108,319	93,746	△14,572
うち法人預金	32,285	41,202	8,917
その他の預金	214	341	126
譲渡性預金	20,690	40,690	20,000
合計	333,382	372,271	38,888

- (注) 1. 国際業務部門の預金期末残高はありません。
 2. 流動性預金＝普通預金
 3. 定期性預金＝定期預金

④ 純資産の部

純資産の部合計は、125,629百万円となりました。

このうち株主資本は、125,413百万円となりました。内訳は、資本金30,505百万円、資本剰余金30,505百万円、利益剰余金64,401百万円、自己株式0百万円となっております。

また、評価・換算差額等合計は、△4百万円となりました。内訳は、その他有価証券評価差額金△4百万円となっております。

(4) 自己資本比率（国内基準）

自己資本額は、前事業年度末比9,961百万円増加して119,424百万円となりました。これは、当期純利益の計上による利益剰余金の増加が主な要因であります。

リスク・アセット等は同10,447百万円増加して224,269百万円となりました。これは、資産（オン・バランス）項目が10,826百万円増加したことによるものであります。

これらの結果、単体自己資本比率（国内基準）は同2.06%上昇して53.25%となりました。

(5) キャッシュ・フローの分析

当事業年度における現金及び現金同等物の期末残高は前事業年度比16,494百万円減少して368,518百万円となりました。

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
営業活動によるキャッシュ・フロー	125,487	1,401	△124,086
投資活動によるキャッシュ・フロー	△23,140	△11,703	11,436
財務活動によるキャッシュ・フロー	△11,526	△6,192	5,334
現金及び現金同等物の期末残高	385,013	368,518	△16,494

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に預金の純増減の減少等により、前事業年度比124,086百万円減少して1,401百万円の収入となりました。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に有価証券の取得による支出の減少等により、前事業年度比11,436百万円増加して11,703百万円の支出となりました。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは、主に自己株式の取得による支出の減少等により、前事業年度比5,334百万円増加して6,192百万円の支出となりました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資の総額は、12,205百万円であります。

主に、新サービス拡充のためのソフトウェア開発等のシステム投資のほか、当社主力事業であるATM事業拡大のため、ATMを購入いたしました。

2 【主要な設備の状況】

当事業年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

平成24年3月31日現在

店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	その他	合計	従業員数(人)
			面積(m ²)	帳簿価額(百万円)					
本店	東京都千代田区	店舗他	—	—	221	74	—	296	252
事務センター(横浜)他	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	事務センター他	—	—	60	635	—	696	42
ATMコールセンター(東京)	東京都墨田区	コールセンター	—	—	64	46	—	110	71
ATMコールセンター(大阪)	大阪府豊中市	コールセンター	—	—	63	49	—	112	30
本店出張所	千葉県千葉市中央区他	店舗	—	—	35	5	—	40	8
ATM	東京都千代田区他	ATM	—	—	—	8,807	—	8,807	—
本店他	東京都千代田区他	ソフトウェア	—	—	—	—	15,944	15,944	—

- (注) 1. 金額には消費税等を含んでおりません。
 2. 建物(建物附属設備を除く)は全て賃借であり、年間賃借料は881百万円であります。
 3. 帳簿価額には、建設仮勘定及びソフトウェア仮勘定の金額を含んでおりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度末において計画中的である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定年月
				総額	既支払額			
ATM	東京都 千代田区他	新設	ATM	13,319	—	自己資金	平成24年4月	平成25年3月
本店他	東京都 千代田区他	更改	ATM取引中継 システム	1,731	—	自己資金	平成24年4月	平成26年5月

(注) 上記の金額には消費税及び地方消費税を含んでおりません。

(2) 除却

記載すべき重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	4,880,000,000
計	4,880,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数 (株) (平成24年3月31日)	提出日現在 発行数 (株) (平成24年6月19日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,190,908,000	1,190,908,000	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	1,190,908,000	1,190,908,000	—	—

(注) 大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード) については、平成24年4月14日に上場廃止となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

(イ) 平成20年6月18日第7回定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	157 (注) 1.	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	157,000 (注) 2. 3.	同左
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。	同左
新株予約権の行使期間	平成20年8月13日から 平成50年8月12日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,000株当たり236,480円 資本組入額 1,000株当たり118,240円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5.	同左

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という)は、1,000株とします。
2. 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切捨てるものとします。

3. 平成23年12月1日付にて、1株につき1,000株に株式分割を実施しております。
4. (1) 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとします。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによります。
(3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによります。
5. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という)の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に、新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

- (7) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定します。
- (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由
以下に準じて決定します。
- ① 当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」欄の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - ② 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - a. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - b. 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
 - c. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 - ③ 新株予約権者が新株予約権割当て契約の条項に違反した場合当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- (9) 上記表中は、平成20年7月18日の取締役会決議により一部修正された内容となります。

(ロ) 平成20年6月18日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	14 (注) 1.	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,000 (注) 2. 3.	同左
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。	同左
新株予約権の行使期間	平成20年8月13日から 平成50年8月12日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,000株当たり236,480円 資本組入額 1,000株当たり118,240円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5.	同左

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という）は、1,000株とします。
2. 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端株は切捨てるものとします。
3. 平成23年12月1日付にて、1株につき1,000株に株式分割を実施しております。
4. (1) 新株予約権者は、当社執行役員の地位を喪失した日（新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日）の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとします。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによります。
- (3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによります。
5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とし
ます。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の
うえ、調整した再編成後の行使価額に、新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とし
ます。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織
再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める募集新株予約権を行使すること
ができる期間の満了日までとします。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するも
のとします。
- (7) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定します。
- (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由
以下に準じて決定します。
①当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」欄の権利行使の条件に該当しなくなった等
により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得するこ
とができるものとします。
②当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社
の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得する
ことができるものとします。
a.当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
b.当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
c.当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
③新株予約権者が新株予約権割当て契約の条項に違反した場合当社は新株予約権を無償で取得する
ことができるものとします。
- (9) 上記表中は、平成20年7月18日の取締役会決議により一部修正された内容となります。

(ハ)平成21年7月10日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	171 (注) 1.	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	171,000 (注) 2. 3.	同左
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円と し、これに新株予約権の目的となる株 式数を乗じた金額とする。	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月4日から 平成51年8月3日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場 合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,000株当たり221,862円 資本組入額 1,000株当たり110,931円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得につい ては、当社取締役会の承認を要するも とする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 5.	同左

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という）は、1,000株とします。
2. 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものと
します。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という）を行う場
合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の
無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上
までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

3. 平成23年12月1日付にて、1株につき1,000株に株式分割を実施しております。

4. (1) 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとします。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによります。
- (3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによります。
5. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という)の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
 - (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に、新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - (7) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定します。
 - (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由
以下に準じて決定します。
 - ① 当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」欄の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - ② 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - a. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - b. 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
 - c. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 - ③ 新株予約権者が新株予約権割当て契約の条項に違反した場合当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(二) 平成21年7月10日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	30 (注) 1.	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,000 (注) 2. 3.	同左
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月4日から 平成51年8月3日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,000株当たり221,862円 資本組入額 1,000株当たり110,931円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5.	同左

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という)は、1,000株とします。
2. 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端株は切捨てるものとします。

3. 平成23年12月1日付にて、1株につき1,000株に株式分割を実施しております。
4. (1) 新株予約権者は、当社執行役員の地位を喪失した日(新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日)の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとします。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによります。
(3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによります。
5. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という)の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に、新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

- (7) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定します。
- (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由
以下に準じて決定します。
- ①当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」欄の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - ②当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - a. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - b. 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
 - c. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 - ③新株予約権者が新株予約権割当て契約の条項に違反した場合当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(ホ) 平成22年7月9日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	423 (注) 1.	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	423,000 (注) 2. 3.	同左
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。	同左
新株予約権の行使期間	平成22年8月10日から 平成52年8月9日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,000株当たり139,824円 資本組入額 1,000株当たり 69,912円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5.	同左

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という）は、1,000株とします。
2. 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端株は切捨てるものとします。

3. 平成23年12月1日付にて、1株につき1,000株に株式分割を実施しております。
4. (1) 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとします。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによります。
(3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによります。

5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に、新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - (7) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定します。
 - (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由
以下に準じて決定します。
 - ① 当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」欄の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - ② 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - a. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - b. 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
 - c. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 - ③ 新株予約権者が新株予約権割当て契約の条項に違反した場合当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(へ) 平成22年7月9日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	38(注)1.	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	38,000(注)2. 3.	同左
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。	同左
新株予約権の行使期間	平成22年8月10日から 平成25年8月9日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,000株当たり139,824円 資本組入額 1,000株当たり 69,912円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.	同左

- (注) 1. 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という）は、1,000株とします。
2. 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる 1 株未満の端株は切捨てるものとします。

3. 平成23年12月 1 日付にて、1 株につき1,000株に株式分割を実施しております。
4. (1) 新株予約権者は、当社執行役員の地位を喪失した日（新株予約権者が当社の取締役役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日）の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとします。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記（3）の契約に定めるところによります。
(3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによります。
5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とします。ただし、調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとします。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に、新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (7) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定します。
- (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由
以下に準じて決定します。
- ① 当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」欄の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- a. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
b. 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
c. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
- ③ 新株予約権者が新株予約権割当て契約の条項に違反した場合当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(ト) 平成23年7月1日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	440 (注) 1.	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	440,000 (注) 2. 3.	同左
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。	同左
新株予約権の行使期間	平成23年8月9日から 平成53年8月8日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,000株当たり127,950円 資本組入額 1,000株当たり 63,975円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5.	同左

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という)は、1,000株とします。
2. 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端株は切捨てるものとします。

3. 平成23年12月1日付にて、1株につき1,000株に株式分割を実施しております。
4. (1) 新株予約権者は、当社執行役員の地位を喪失した日(新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日)の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとします。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによります。
(3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによります。
5. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という)の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に、新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

- (7) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定します。
- (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由
以下に準じて決定します。
- ① 当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」欄の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - ② 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - a. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - b. 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
 - c. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 - ③ 新株予約権者が新株予約権割当て契約の条項に違反した場合当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(チ) 平成23年7月1日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	118 (注) 1.	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	118,000 (注) 2. 3.	同左
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。	同左
新株予約権の行使期間	平成23年8月9日から 平成53年8月8日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,000株当たり127,950円 資本組入額 1,000株当たり 63,975円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5.	同左

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という）は、1,000株とします。
2. 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端株は切捨てるものとします。

3. 平成23年12月1日付にて、1株につき1,000株に株式分割を実施しております。
4. (1) 新株予約権者は、当社執行役員の地位を喪失した日（新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日）の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとします。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記（3）の契約に定めるところによります。
(3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによります。

5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に、新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - (7) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定します。
 - (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由
以下に準じて決定します。
 - ① 当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」欄の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - ② 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - a. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - b. 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
 - c. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 - ③ 新株予約権者が新株予約権割当て契約の条項に違反した場合当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年6月19日(注)1.	0	1,220	3	30,503	3	30,503
平成23年3月15日(注)2.	△29	1,190	—	30,503	—	30,503
平成23年6月22日(注)1.	0	1,190	2	30,505	2	30,505
平成23年12月1日(注)3.	1,189,717	1,190,908	—	30,505	—	30,505

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 自己株式の消却による減少であります。

3. 平成23年11月15日開催の取締役会決議により、平成23年12月1日付で1株を1,000株に株式分割いたしました。

(6) 【所有者別状況】

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状 況(株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	55	38	192	248	17	29,968	30,518	—
所有株式数 (単元)	—	2,237,701	101,601	6,143,479	2,125,156	613	1,300,474	11,909,025	5,500
所有株式数 の割合(%)	—	18.78	0.85	51.59	17.84	0.01	10.92	100.00	—

(注) 自己株式126株は「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に26株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有 株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8-8	453,639	38.09
株式会社イトーヨーカ堂	東京都千代田区二番町8-8	46,961	3.94
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日2-18-2	45,000	3.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	40,629	3.41
ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	P. O. BOX 351, Boston Massachusetts 02101, U. S. A.	39,775	3.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	35,785	3.00
ジェーピー モルガン チェース バンク 385174 (常任代理人 株式会社みずほコーポレ ート銀行決済営業部)	125 LONDON WALL, LONDON, ECZY5AJ, UNITED KINGDOM	32,705	2.74
ザ チェース マンハッタン バンク 385036 (常任代理人 株式会社みずほコーポレ ート銀行決済営業部)	360 N, CRESCENT DRIVE BEVERLY HILLS CA 90210 U. S. A.	17,320	1.45
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	15,000	1.25
第一生命保険株式会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行 株式会社)	東京都千代田区有楽町1-13-1	15,000	1.25
計	—	741,816	62.28

(注) 1. 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 37,873千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 33,234千株

2. サウスイースタン アセット マネジメント インクから平成23年10月11日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書により、同年10月3日現在同社が52,291株(保有割合4.39%)を保有している旨の報告を受けております。しかし、当社として当事業年度における同社の実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 100	—	株主としての権利内容に制限のない、 標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,190,902,400	11,909,024	同上
単元未満株式	5,500	—	—
発行済株式総数	1,190,908,000	—	—
総株主の議決権	—	11,909,024	—

(注) 「単元未満株式」欄の株式数には、当社所有の自己株式26株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社セブン銀行	東京都千代田区丸の内一 丁目6番1号	100	—	100	0.0
計	—	100	—	100	0.0

(9) 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	平成20年6月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 (イ)平成20年6月18日第7回定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議」に記載
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成20年6月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社執行役員 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 (ロ)平成20年6月18日開催の取締役会決議」に記載
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成21年7月10日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 (ハ)平成21年7月10日開催の取締役会決議」に記載
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成21年7月10日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社執行役員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 (ニ)平成21年7月10日開催の取締役会決議」に記載
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成22年7月9日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 (ホ)平成22年7月9日開催の取締役会決議」に記載
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成22年7月9日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社執行役員 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 (ヘ)平成22年7月9日開催の取締役会決議」に記載
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成23年7月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 (ト)平成23年7月1日開催の取締役会決議」に記載
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成23年7月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社執行役員 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 (チ)平成23年7月1日開催の取締役会決議」に記載
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式（株）	価額の総額（百万円）
当事業年度における取得自己株式	126	0
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、平成24年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（百万円）	株式数（株）	処分価額の総額（百万円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	126	—	126	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成24年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増請求による売渡による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つと位置づけ、剰余金の配当については、株主への適正な利益還元の見点から、内部留保とのバランスを勘案しつつ、現金による継続的な安定配当を実現できるよう努力することを基本方針としております。配当性向については年間35%を最低目標とし、配当回数については年2回（中間配当及び期末配当）を基本方針としております。なお、当社は会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の1株当たりの配当金は、業績を踏まえ、中間配当2,600円に期末配当3円60銭（うち東証一部上場記念配当1円00銭）を加えた年間2,603円60銭としております。（当社は平成23年12月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合をもって株式分割しております。株式分割後に換算すると、中間配当は2円60銭、年間配当は6円20銭に相当いたします。）

内部留保資金については、運転資金としてのATM装填用現金や設備投資資金に充当するほか、成長投資への備えとする予定であります。

（注） 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
平成23年11月10日取締役会決議	3,096	2,600
平成24年5月25日取締役会決議	4,287	3.60

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高(円)	228,000	364,000	272,700	192,900	168,000 ■ 184
最低(円)	161,000	187,000	168,400	141,600	140,100 ■ 145

- (注) 1. 株価は、平成22年3月31日以前はジャスダック証券取引所におけるものであり、平成22年4月1日から平成22年10月11日までは大阪証券取引所（JASDAQ市場）におけるものであり、平成22年10月12日から平成23年12月22日までは大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであり、平成23年12月26日以降は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。（当社株式は平成23年12月26日から東京証券取引所市場第一部に上場しております）
2. 当社は平成23年12月1日付で普通株式1株を1,000株に分割し、1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用しております。第11期の最高・最低株価のうち、無印は株式分割による権利落ち前の株価であり、■印は株式分割による権利落ち後の株価であります。また、平成23年12月22日までは大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）における株価であり、平成23年12月26日以降は東京証券取引所市場第一部における株価であります。

(2) 【最近6ヶ月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年10月	11月	12月	平成24年1月	2月	3月
最高(円)	151,100	150,900 ■ 152	152 □ 160	164	181	184
最低(円)	140,100	140,600 ■ 145	148 □ 147	151	160	173

- (注) 1. 最高・最低株価は、平成23年12月26日付より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであります。
2. 当社は平成23年12月1日付で普通株式1株を1,000株に分割し、1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用しております。平成23年11月の月別最高・最低株価のうち、無印は株式分割による権利落ち前の株価であり、■印は株式分割による権利落ち後の株価であります。
3. 平成23年12月の月別最高・最低株価のうち、無印は平成23年12月26日以降の東京証券取引所市場第一部における株価であり、□印は平成23年12月22日までの大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）における株価であります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)注8
代表取締役 会長	—	安齋 隆	昭和16年 1月17日	昭和38年4月 日本銀行入行 平成6年12月 同行理事 平成10年11月 株式会社日本長期信用銀行頭取 平成12年8月 株式会社イトーヨーカ堂顧問 平成13年4月 当社代表取締役社長 平成17年9月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役 (現任) 平成22年6月 当社代表取締役会長 (現任)	注4	515,700
取締役 副会長	—	若杉 正敏	昭和21年 1月19日	昭和44年4月 株式会社日本長期信用銀行入行 平成8年6月 同行取締役人事グループ統括部長兼人事部研修室長 平成9年10月 長銀証券株式会社専務取締役 平成10年6月 長銀ウォーバーグ証券会社マネージングダイレクタ 平成11年6月 株式会社レナウン第二営業本部長 平成12年9月 株式会社イトーヨーカ堂顧問 平成13年4月 当社常務取締役 平成18年6月 当社取締役専務執行役員 平成22年6月 当社取締役副会長執行役員 (現任)	注4	299,400
代表取締役 社長	—	二子石 謙輔	昭和27年 10月6日	昭和52年4月 株式会社三和銀行入行 平成13年4月 株式会社U F J ホールディングスリテール企画部長 平成14年1月 株式会社U F J 銀行五反田法人営業部長 平成15年10月 当社入社 平成15年11月 当社業務推進部長 平成16年6月 当社取締役 平成18年6月 当社取締役執行役員 平成19年11月 当社取締役常務執行役員 平成21年6月 当社取締役専務執行役員 平成22年6月 当社代表取締役社長 (現任)	注4	180,900
取締役	企画部長	舟竹 泰昭	昭和31年 11月29日	昭和55年4月 株式会社日本長期信用銀行入行 平成13年7月 株式会社新生銀行リテール業務推進部長 平成13年12月 当社入社 平成14年10月 当社事業開発部長 平成18年5月 当社業務開発部長 平成18年6月 当社執行役員 平成20年6月 当社取締役執行役員 平成22年6月 当社取締役常務執行役員企画部長 (現任)	注4	157,700
取締役	システム部長	石黒 和彦	昭和32年 12月2日	昭和55年4月 株式会社三和銀行入行 平成10年11月 同行システム部 (東京) 次長 平成13年4月 株式会社ユーフィット出向 取締役 平成16年4月 U F J I S 株式会社出向 取締役 平成18年3月 同社出向 常務取締役 平成21年5月 当社入社 平成21年5月 当社執行役員システム部長 平成22年6月 当社取締役執行役員システム部長 (現任)	注4	3,700

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株) 注 8
取締役	—	大泉 琢	昭和31年 10月24日	昭和55年4月 日本銀行入行 平成14年11月 同行横浜支店長 平成18年7月 同行決済機構局長 平成20年4月 同行発券局長 平成22年7月 当社入社 平成23年1月 当社執行役員 平成24年6月 当社取締役執行役員（現任）	注 4	2,400
取締役 (非常勤)	—	大橋 洋治	昭和15年 1月21日	昭和39年4月 全日本空輸株式会社入社 平成5年6月 同社取締役 平成9年6月 同社常務取締役 平成11年6月 同社代表取締役副社長 平成13年4月 同社代表取締役社長 平成17年4月 同社代表取締役会長 平成19年4月 同社取締役会長（現任） 平成20年5月 社団法人日本経済団体連合会副会長 平成20年6月 当社取締役（現任）	注 4	2,200
取締役 (非常勤)	—	田村 敏和	昭和15年 1月30日	昭和37年4月 野村証券株式会社入社 昭和59年11月 同社経理部長 昭和61年11月 同社管理部長 昭和62年12月 日本合同ファイナンス株式会社取締役企画部長 平成2年6月 同社常務取締役 平成6年6月 同社専務取締役 平成10年6月 株式会社ジャフコ代表取締役専務 平成12年7月 学校法人産業能率大学常務理事 平成13年12月 産能大学副学長 教授 平成14年4月 同大学大学院経営情報学研究科研究科長 平成17年6月 産能短期大学副学長 教授 平成20年6月 当社取締役（現任）	注 4	16,900
取締役 (非常勤)	—	宮崎 裕子	昭和26年 7月9日	昭和54年4月 弁護士登録 昭和54年4月 長島・大野法律事務所（現長島・大野・常松法律事務所）入所、昭和63年1月からパートナー（現任） 昭和59年8月 世界銀行法務部カウンセラー（昭和61年8月迄） 平成24年6月 当社取締役（現任）	注 4	—
取締役 (非常勤)	—	氏家 忠彦	昭和20年 5月22日	昭和55年4月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン入社 平成2年5月 同社取締役 平成9年5月 同社常務取締役 平成13年4月 当社取締役（現任） 平成13年5月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン専務取締役 平成15年5月 同社取締役専務執行役員 平成17年9月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役 最高財務責任者 平成18年5月 同社取締役専務執行役員最高財務責任者 平成23年5月 同社顧問（現任）	注 4	191,400
常勤監査役	—	池田 俊明	昭和23年 4月9日	昭和47年4月 株式会社三和銀行入行 平成6年5月 同行システム部副部長 平成9年5月 同行室町支店長 平成11年4月 パートナーズ投信株式会社派遣 平成12年4月 株式会社三和銀行リテール統括部調査役 平成13年4月 当社取締役システム部長 平成18年6月 当社取締役常務執行役員システム部長 平成21年6月 当社常勤監査役（現任）	注 5	210,200

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株) 注8
監査役 (非常勤)	—	日野 正晴	昭和11年 1月9日	昭和36年4月 検事任官 平成5年7月 最高検察庁公安部長 平成6月11月 法務総合研究所長 平成8年6月 仙台高等検察庁検事長 平成9年2月 名古屋高等検察庁検事長 平成10年6月 金融監督庁長官 平成12年7月 金融庁長官 平成13年1月 金融庁顧問 (平成14年6月迄) 平成13年2月 弁護士登録 平成17年6月 当社監査役 (現任)	注6	47,200
監査役 (非常勤)	—	片田 哲也	昭和6年 10月15日	昭和28年4月 株式会社小松製作所入社 昭和53年3月 同社取締役 昭和58年3月 同社常務取締役 昭和62年3月 同社専務取締役 昭和63年6月 同社代表取締役副社長 平成元年6月 同社代表取締役社長 平成7年5月 社団法人経済団体連合会評議員会副議長 平成7年6月 株式会社小松製作所代表取締役会長 平成10年12月 金融再生委員会委員 平成11年5月 社団法人日本経済団体連合会副会長 平成11年6月 株式会社小松製作所取締役会長 平成13年1月 金融庁金融審議会委員 (平成17年1月迄) 平成13年6月 株式会社小松製作所取締役相談役 平成13年3月 金融庁政策評価に関する有識者会議座長 平成15年6月 株式会社小松製作所相談役特別顧問 平成17年7月 同社顧問 (現任) 平成22年6月 当社監査役 (現任)	注6	—
監査役 (非常勤)	—	牛尾 奈緒美	昭和36年 3月8日	昭和58年4月 株式会社フジテレビジョン入社 平成10年4月 学校法人明治大学専任講師 平成15年4月 同大学助教授 平成19年4月 同大学准教授 平成21年4月 同大学情報コミュニケーション学部教授 (現任) 平成21年8月 内閣府男女共同参画推進連携会議有識者議員 平成23年6月 当社監査役 (現任)	注7	—
計						1,627,700

- (注) 1. 取締役大橋 洋治、田村 敏和、宮崎 裕子、氏家 忠彦は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役日野 正晴、片田 哲也、牛尾 奈緒美は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社では、平成18年6月より執行役員制度を導入し、業務執行の迅速化を図っております。
提出日現在の執行役員は、以下のとおりであります。

執行役員	安齋 隆	
執行役員	若杉 正敏	
執行役員	二子石 謙輔	
常務執行役員	舟竹 泰昭	(企画部長)
執行役員	石黒 和彦	(システム部長)
執行役員	大泉 琢	
常務執行役員	山崎 勉	
執行役員	中嶋 良明	(事務部長)
執行役員	林 真一	(監査部長)
執行役員	松橋 正明	(ATMソリューション部長)
執行役員	茂木 伸仁	(リスク統括部長)
執行役員	大口 智文	(業務推進部長)
執行役員	河田 久尚	(商品サービス部長)

4. 取締役の任期は、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役池田 俊明の任期は、平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 監査役日野 正晴、片田 哲也の任期は、平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
7. 監査役牛尾 奈緒美の任期は、平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
8. 所有株式数は、平成24年3月末日現在であります。

- a. 事実認識に重要かつ不注意な誤りがないこと
 - b. 意思決定過程が合理的であること
 - c. 意思決定内容が法令又は定款に違反していないこと
 - d. 意思決定内容が通常の企業経営者として明らかに不合理ではないこと
 - e. 意思決定が取締役の利益又は第三者の利益ではなく会社の利益を第一に考えてなされていること
- なお、監査役を補佐し、監査役会を円滑に運営するため、監査役室を設置し、社員3名（うち1名兼務）を配置しております。

B. 内部統制システムの整備の状況

会社法第362条第4項第6号に規定する体制の整備について、当社が実施すべき事項を平成18年5月8日開催の取締役会で決議いたしました。本決議の内容については、年度毎に進捗状況をレビューし見直しを行っております。その概要は以下のとおりであります。

a. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、経営にあたってコンプライアンスを実践するため、「コンプライアンス基本方針」・「遵守基準」を定める。取締役は、コンプライアンスへの取組状況の概要を定期的にと取締役会に報告する。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、適切かつ確実に保存・管理し、取締役又は監査役から要請があった場合には速やかに開示する。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、当社経営に係る損失の危険を適切に管理し、経営の健全性と効率性を確保するため、リスク管理を体系的に規定する「リスク管理の基本方針」を定める。取締役は、リスク管理に関する事項を定期的にと取締役会に報告する。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、「取締役会規則」を制定のうえ付議・報告すべき重要事項を規定し、取締役会の効率的な運営を図る。取締役会は、業務執行の意思決定効率化のため経営会議を設置し、円滑かつ効率的な職務の執行を図るため執行役員制度を導入する。

e. 社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、「コンプライアンス基本方針」・「遵守基準」に基づいて適切なコンプライアンス体制を整備する。取締役は、社員の職務の執行において、コンプライアンスを確保するための体制構築、施策決定、施策の実施及び実施状況の検証、施策評価につき、最終責任を負う。

f. グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、経営理念を共有する7&iグループの一員として、7&iグループの取締役・社員一体となった遵法意識の醸成を図る。銀行経営の健全性を最優先とし、アームズ・レングス・ルール等を遵守しつつ、独立して経営判断を行う体制を整備する。

g. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する組織として監査役室を設け、監査役室専属の社員を置く。さらに、取締役は、監査役から要請があった場合には、社員に監査業務の補助を行わせるものとする。

h. 監査役の使用人の取締役からの独立性に関する事項

人事部担当役員は、監査役室所属の社員の人事異動、人事評価及び懲戒処分につき、事前に常勤監査役へ報告し常勤監査役の同意を得ることを要する。

i. 取締役及び社員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び社員は、監査役に対し、法定の事項に加え、重要な事項を速やかに報告する。取締役は、監査役会から監査方針・監査実施状況等の説明を受け、監査役会に報告すべき事項を監査役会と協議して定め、その報告を行う。

j. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役、内部監査部署は監査役会と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識を深める。

C. コンプライアンス体制の状況

当社は、法令等の社会的規範の遵守は社会から信頼をしていただく当然の前提であると考え、また、銀行としての公共的使命の高さと社会的責任の重さを十分に認識し、経営の最重要課題であるコンプライアンスの徹底のために以下のとおり取組んでおります。

a. コンプライアンス体制

当社では、各部署の責任者をコンプライアンスオフィサーとし、担当部署におけるコンプライアンスの徹底やトラブル案件等の相談窓口としての役割を果たさせるとともに、リスク統括部担当役員による全社に亘る統括管理の下、リスク統括部を全社の統括部署として、自己責任、自助努力、相互牽制による自己検証機能を有する組織の確立を図っております。コンプライアンス全般についての重要事項については、経営会議の諮問機関である「コンプライアンス委員会」にて検討、評価を行う体制をとっております。

b. コンプライアンス・プログラム

当社では、事業年度ごとに、コンプライアンスに関する具体的な実践計画としての「コンプライアンス・プログラム」を制定しております。当社のコンプライアンスに関する主な活動は、この「コンプライアンス・プログラム」により実施されております。取締役会において、各期のプログラムの進捗状況、実施状況を検証・評価し、その結果を踏まえ、翌期のプログラムを策定しております。

c. コンプライアンス・マニュアル

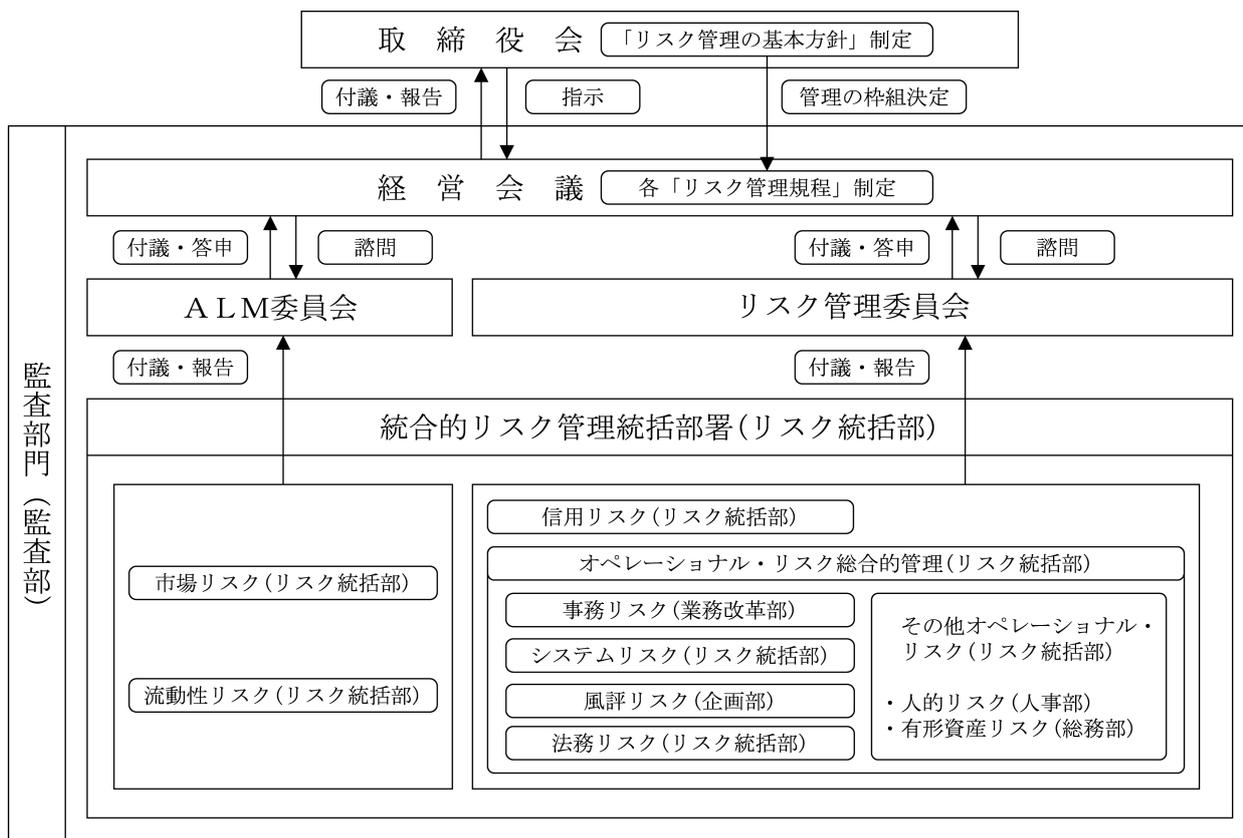
当社では、コンプライアンス徹底のため、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、社員全員が所持するようにしております。この内容は、法令の改廃等必要に応じて改訂しております。また、「コンプライアンス・マニュアル」の内容を徹底するため、各種コンプライアンス研修を行っております。

D. リスク管理体制の整備状況

当社は、経営に係る各種のリスク特性を認識し、適切に管理することにより、経営の健全性と効率性を確保するためのリスク管理体制を構築しております。取締役会により決定される「リスク管理の基本方針」により、全社的なリスク管理方針、各種リスク管理の基本方針及びリスク管理組織・体制を定め、この基本方針に基づき、経営会議にてリスク管理に関する諸規程を定めております。

リスク管理組織としては、全社的なリスク管理統括部署としてのリスク統括部リスク管理担当、各種リスク管理統括部署、内部監査部署としての監査部等を設置しております。また、リスク管理に関する経営会議の諮問機関として、リスク管理委員会及びALM委員会を設置しております。

平成24年3月31日現在



E. 社外取締役、社外監査役との責任限定契約内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

②内部監査及び監査役監査の状況

当社は、他の業務部門から独立した代表取締役社長直属の内部監査部門として監査部（平成24年3月31日現在12名）を設置しております。

監査部は、年度ごとに内部監査計画の基本方針と重点項目を策定し取締役会の承認を取得しております。個別の内部監査計画については、監査部長が策定し監査部担当役員である代表取締役社長の承認を取得しております。

個別の内部監査においては下記の項目について検証、評価を実施し問題点の発見、指摘並びに改善方法の提言を行っております。また、監査結果については、代表取締役社長、経営会議及び監査役に報告しております。

- A. 法令等遵守体制、法令等遵守状況
- B. 財務報告に係る内部統制の適切性・有効性
- C. お客さま保護等管理の体制、お客さま保護等管理の状況
- D. リスク管理体制、リスク管理状況
- E. 各業務部署の内部管理体制、内部管理の適切性・有効性
- F. 上記A. B. C. D. E. に基づく内部管理体制全般の適切性・有効性

なお、内部監査は当社全ての部署とシステムを対象に実施しておりますが、主要な外部委託先業務についても、当該業務の当社社内所管部署による管理状況を監査するとともに、外部委託先と合意した範囲で外部委託先に対する監査を実施しております。

監査役は、取締役会に出席すること等により取締役の職務執行を監査し、業務監査及び会計監査を実施するとともに、会計監査人による外部監査の結果について報告を受け、その適正性をチェックしております。

また、監査役は、監査部からその監査計画及び監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求めるとし、監査部による監査結果を内部統制システムに係る監査役監査に有効的に活用することとしているほか、内部統制機能を所管する部門から内部統制システムの整備状況について、定期的及び随時に報告を受け、必要に応じて説明を求めるとしております。

監査役会は各監査役から提出された監査報告書に基づき、事業年度に係る監査報告を作成しております。また、監査役会と会計監査人は定期的な意見交換の場を持ち、相互の連携を図っております。

当社は有限責任 あずさ監査法人との間で監査契約を締結し、会計監査を受けております。当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。なお、継続監査年数については7年以内であるため、記載を省略しております。

会計監査業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 小澤 陽一氏

指定有限責任社員 業務執行社員 宮田 世紀氏

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士3名、その他15名

③ 社外取締役及び社外監査役

- A. 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役（3名）及び社外監査役（3名）は、当社のその他の取締役及び監査役と人的関係を有しておりません。社外取締役及び社外監査役は「5 役員 の状況」に記載のとおり、当社株式を保有しておりますが、この事実を除き、資金的関係を有しておりません。

B. 社外取締役又は社外監査役の機能役割並びに選任状況の考え方

a. 社外取締役

当社の社外取締役である大橋 洋治は、全日本空輸株式会社の代表取締役や社団法人日本経済団体連合会副会長としての経験・識見等を当社経営に活かすことを目的に選任しております。また、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがなく、当社からの独立性を有しており独立役員として指定しております。

当社の社外取締役である田村 敏和は、野村證券株式会社でのアンダーライターとしての業務経験、株式会社ジャフコの代表取締役としての経験、産業能率大学教授としての専門知識・識見等を当社経営に活かすことを目的に、選任しております。また、一般株主との間で利益相反が生じるおそれなく、当社からの独立性を有しており独立役員として指定しております。

当社の社外取締役である氏家 忠彦は、親会社出身者であり独立性の要件を満たしておりませんが、財務部門の責任者としての長年の経験に基づく専門的な視点を当社財務戦略全般に活かすことを目的に選任しております。

b. 社外監査役

当社の社外監査役である日野 正晴は、検察官、金融庁長官、弁護士としての経験・視点を活かし、当社取締役の業務執行全般につき、法律面を含めた幅広い観点から監視することを目的に選任しております。また、一般株主との間で利益相反が生じるおそれなく、当社からの独立性を有しており独立役員として指定しております。

当社の社外監査役である片田 哲也は、企業経営者としての豊富な経験、各種経済団体での幅広い見識及び金融政策審議に長年携わった経験を活かし、当社経営全般の監視と有効な助言を目的に選任しております。また、一般株主との間で利益相反が生じるおそれなく、当社からの独立性を有しており独立役員として指定しております。

当社の社外監査役である牛尾 奈緒美は、明治大学教授としての専門知識・識見等を活かしながら、当社取締役の業務執行を監視することを目的に選任しております。また、一般株主との間で利益相反が生じるおそれなく、当社からの独立性を有しており独立役員として指定しております。

(注) 1. 平成24年6月19日開催の第11回定時株主総会において、宮崎 裕子が社外取締役として選任されております。選任理由は以下のとおりであります。

- ・租税法及び企業法務を専門とする弁護士としての法律知識・豊富な経験等を当社の経営に活かすことを目的に選任しております。
- 2. 当社は、以下に該当しないことをもって独立性を有すると判断しております。
 - ・親会社又は兄弟会社の業務執行者（過去その立場にあった者を含む。以下同じ）ではないこと
 - ・当社を主要取引先とする者ないしその業務執行者又は当社主要取引先もしくはその業務執行者ではないこと
 - ・当社から役員報酬以外に多額の金銭等を得ているコンサルタント・会計専門家・法律専門家又は団体に所属していた者ではないこと
 - ・当社の主要株主又はその業務執行者ではないこと
 - ・上記の近親者、当社業務執行者の二親等内の血族・姻族ではないこと

C. 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との連携ならびに内部統制部門との関係

社外監査役は、常勤監査役及び内部監査部門、内部統制機能を所管する部門等から情報の提供を受け、自らの独立性及び選任理由等を踏まえ、代表取締役及び取締役会に忌憚のない質問又は意見具申等を行うこととしております。

また、社外監査役を含む全ての監査役で組織される監査役会として、会計監査人と定期的な意見交換の場を持ち、相互の連携を図っております。

社外取締役は、内部監査部門、会計監査人及び内部統制部門との直接的に連携しておりませんが、それらと連携する常勤監査役と情報を共有する社外監査役の取締役会における質問又は意見具申や自らの選任理由等を踏まえ、業務執行から独立した立場からの経営監督機能を果たしております。

④ 役員の報酬等の内容

A. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	251	195	56	—	—	5
監査役 (社外監査役を除く)	22	22	—	—	—	1
社外役員	45	45	—	—	—	6

B. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

C. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

総額 (百万円)	対象となる役員の員数 (名)	内容
15	2	給与及び賞与

D. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

a. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

会社への貢献、職務の内容・重要度及び職務遂行の状況ならびに在位年数等を総合的に勘案し決定するというものであります。また、社内取締役に対する報酬として、2008年6月に退職慰労金を廃止した際に、株式報酬型ストック・オプションを導入しております。当該ストック・オプション報酬については、月額報酬を基礎として、役位や執行役員役位に応じて決定しております。

b. 役員の報酬等の額の決定方法

取締役については、社外取締役を委員長とし、常勤取締役1名及び社外取締役複数名から構成される人事報酬委員会が取締役会に提案し、取締役会の決議により決定しております。

監査役については、監査役の協議により決定しております。

⑤ 株式の保有状況

A. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額

銘柄数 2銘柄
貸借対照表計上額の合計額 2,144百万円

B. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

C. 保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額、受取配当金、売却損益及び評価損益
該当事項はありません。

D. 当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当事項はありません。

E. 当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当事項はありません。

⑥取締役の定数

当社の取締役は11名以内とする旨、定款に定めております。

⑦取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨、定款に定めております。

⑧株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑨自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項に基づき、将来の資本政策等の機動性を確保するために取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨、定款に定めております。

⑩剰余金の配当

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、将来の資本政策等の機動性確保を目的に、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会決議によって定めることとする旨、定款に定めております。

⑪取締役、監査役の実任の概要

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項に定める賠償責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
50	2	47	2

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前事業年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、I F R S（国際財務報告基準）に関するアドバイザリー業務についての対価であります。

当事業年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、株式の売出に係るコンフォートレター作成についての対価であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
3. 当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。
4. 当社は財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みとして、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構及び監査法人等の行う研修への参加や会計専門誌の定期購読等を行っております。

1 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
現金預け金	385,013	368,518
現金	367,611	364,110
預け金	17,401	4,408
コールローン	10,000	23,000
有価証券	※5 99,978	※5 98,813
国債	95,630	96,669
社債	2,203	—
株式	2,144	2,144
貸出金	※1, ※2, ※3, ※4, ※6 536	※1, ※2, ※3, ※4, ※6 1,916
当座貸越	536	1,916
その他資産	75,409	131,992
前払費用	441	406
前払年金費用	36	0
未収収益	6,391	7,206
A T M仮払金	67,465	123,554
その他の資産	※5 1,074	※5 824
有形固定資産	※7 9,393	※7 10,954
建物	870	803
A T M	7,067	8,807
その他の有形固定資産	1,456	1,343
無形固定資産	18,689	16,693
ソフトウェア	17,473	15,944
ソフトウェア仮勘定	1,204	738
その他の無形固定資産	11	9
繰延税金資産	1,111	1,146
貸倒引当金	△71	△77
資産の部合計	600,061	652,956

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
預金	※8 312,692	※8 331,581
普通預金	171,873	196,290
定期預金	140,604	134,949
その他の預金	214	341
譲渡性預金	20,690	40,690
コールマネー	※5 2,800	※5 19,000
借入金	20,000	24,000
社債	90,000	54,000
その他負債	39,014	57,739
未払法人税等	4,994	6,755
未払費用	3,952	4,822
前受収益	—	9
A T M仮受金	27,557	42,578
資産除去債務	264	265
その他の負債	2,246	3,307
賞与引当金	325	315
負債の部合計	485,522	527,326
純資産の部		
資本金	30,503	30,505
資本剰余金	30,503	30,505
資本準備金	30,503	30,505
利益剰余金	53,326	64,401
利益準備金	0	0
その他利益剰余金	53,326	64,401
繰越利益剰余金	53,326	64,401
自己株式	—	△0
株主資本合計	114,333	125,413
その他有価証券評価差額金	51	△4
評価・換算差額等合計	51	△4
新株予約権	154	220
純資産の部合計	114,539	125,629
負債及び純資産の部合計	600,061	652,956

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
経常収益	83,964	88,318
資金運用収益	179	486
貸出金利息	52	172
有価証券利息配当金	68	247
コールローン利息	56	63
預け金利息	2	2
役務取引等収益	83,644	87,711
受入為替手数料	517	591
A T M受入手数料	80,521	83,870
その他の役務収益	2,605	3,249
その他業務収益	—	5
外国為替売買益	—	5
その他経常収益	139	115
金銭の信託運用益	0	—
その他の経常収益	139	115
経常費用	56,514	58,761
資金調達費用	2,009	1,931
預金利息	410	562
譲渡性預金利息	38	26
コールマネー利息	23	21
借用金利息	332	256
社債利息	1,204	1,064
役務取引等費用	10,011	10,705
支払為替手数料	226	269
A T M設置支払手数料	9,344	9,954
A T M支払手数料	389	381
その他の役務費用	51	100
その他業務費用	12	—
外国為替売買損	12	—
営業経費	44,321	46,075
その他経常費用	160	48
貸倒引当金繰入額	—	6
株式等売却損	137	—
その他の経常費用	23	42
経常利益	27,449	29,557
特別利益	57	—
貸倒引当金戻入益	57	—
特別損失	507	257
固定資産処分損	19	145
減損損失	—	※1 111
災害による損失	※2 356	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	131	—
税引前当期純利益	26,999	29,300
法人税、住民税及び事業税	10,927	12,029
法人税等調整額	63	3
法人税等合計	10,991	12,032
当期純利益	16,008	17,267

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	30,503	30,503
当期変動額		
新株の発行	—	2
当期変動額合計	—	2
当期末残高	30,503	30,505
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	30,503	30,503
当期変動額		
新株の発行	—	2
当期変動額合計	—	2
当期末残高	30,503	30,505
その他資本剰余金		
当期首残高	1,239	—
当期変動額		
自己株式の消却	△1,239	—
当期変動額合計	△1,239	—
当期末残高	—	—
資本剰余金合計		
当期首残高	31,742	30,503
当期変動額		
新株の発行	—	2
自己株式の消却	△1,239	—
当期変動額合計	△1,239	2
当期末残高	30,503	30,505
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	0	0
当期変動額		
利益準備金の積立	—	0
当期変動額合計	—	0
当期末残高	0	0
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	47,606	53,326
当期変動額		
剰余金の配当	△6,527	△6,192
利益準備金の積立	—	△0
当期純利益	16,008	17,267
自己株式の消却	△3,760	—
当期変動額合計	5,720	11,075
当期末残高	53,326	64,401

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)
利益剰余金合計		
当期首残高	47,606	53,326
当期変動額		
剰余金の配当	△6,527	△6,192
利益準備金の積立	—	—
当期純利益	16,008	17,267
自己株式の消却	△3,760	—
当期変動額合計	5,720	11,075
当期末残高	53,326	64,401
自己株式		
当期首残高	—	—
当期変動額		
自己株式の取得	△4,999	△0
自己株式の消却	4,999	—
当期変動額合計	—	△0
当期末残高	—	△0
株主資本合計		
当期首残高	109,851	114,333
当期変動額		
新株の発行	—	5
剰余金の配当	△6,527	△6,192
当期純利益	16,008	17,267
自己株式の取得	△4,999	△0
自己株式の消却	—	—
当期変動額合計	4,481	11,080
当期末残高	114,333	125,413
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△0	51
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	52	△55
当期変動額合計	52	△55
当期末残高	51	△4
評価・換算差額等合計		
当期首残高	△0	51
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	52	△55
当期変動額合計	52	△55
当期末残高	51	△4
新株予約権		
当期首残高	88	154
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	66	66
当期変動額合計	66	66
当期末残高	154	220

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
純資産合計		
当期首残高	109,939	114,539
当期変動額		
新株の発行	—	5
剰余金の配当	△6,527	△6,192
当期純利益	16,008	17,267
自己株式の取得	△4,999	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	118	10
当期変動額合計	4,599	11,090
当期末残高	114,539	125,629

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	26,999	29,300
減価償却費	11,603	12,355
減損損失	—	111
貸倒引当金の増減(△)	△57	6
資金運用収益	△179	△486
資金調達費用	2,009	1,931
有価証券関係損益(△)	137	—
固定資産処分損益(△は益)	19	145
貸出金の純増(△)減	△409	△1,380
預金の純増減(△)	103,984	18,888
譲渡性預金の純増減(△)	10,390	20,000
借入金の純増減(△)	△11,000	4,000
コールローン等の純増(△)減	10,000	△13,000
コールマネー等の純増減(△)	△10,500	16,200
普通社債発行及び償還による増減(△)	—	△36,000
A T M未決済資金の純増(△)減	△3,920	△41,067
資金運用による収入	990	1,473
資金調達による支出	△1,827	△1,939
その他	△202	1,154
小計	138,035	11,693
法人税等の支払額	△12,547	△10,292
営業活動によるキャッシュ・フロー	125,487	1,401
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△300,976	△161,465
有価証券の売却による収入	12	—
有価証券の償還による収入	289,499	161,500
金銭の信託の増加による支出	△5,029	—
金銭の信託の減少による収入	5,029	—
有形固定資産の取得による支出	△3,377	△6,878
有形固定資産の売却による収入	—	0
無形固定資産の取得による支出	△8,297	△4,859
投資活動によるキャッシュ・フロー	△23,140	△11,703
財務活動によるキャッシュ・フロー		
ストックオプションの行使による収入	—	0
配当金の支払額	△6,527	△6,192
自己株式の取得による支出	△4,999	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△11,526	△6,192
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	90,820	△16,494
現金及び現金同等物の期首残高	294,192	385,013
現金及び現金同等物の期末残高	※1 385,013	※1 368,518

【重要な会計方針】

	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 6年～18年 A T M 5年 その他 2年～20年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
3. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に営業関連部署から独立したリスク統括部が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて貸倒引当金の算定を行っております。なお、当該部署から独立した監査部が査定結果の監査を行うこととしております。 (2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、当事業年度については、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次から損益処理

	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
5. リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
6. ヘッジ会計の方法	金利リスク・ヘッジ 一部の負債に金利スワップの特例処理を適用しております。変動金利の相場変動を相殺するヘッジについて、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。
7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」であります。
8. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【追加情報】

	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
	当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

※ 1. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
破綻先債権額	0百万円	0百万円
延滞債権額	0百万円	3百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※ 2. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
3ヵ月以上延滞債権額	一百万円	一百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※ 3. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
貸出条件緩和債権額	1百万円	0百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※ 4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
合計額	2百万円	3百万円

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※ 5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	2,922百万円	1,800百万円
計	2,922百万円	1,800百万円
担保資産に対応する債務		
コールマネー	2,800百万円	1,700百万円

上記のほか、為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
有価証券	94,912百万円	94,868百万円

また、その他資産のうち保証金は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
保証金	797百万円	782百万円

※6. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
融資未実行残高	387百万円	1,204百万円
うち原契約期間が1年以内のもの	387百万円	1,204百万円

※7. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
減価償却累計額	33,352百万円	38,265百万円

※8. 関係会社に対する負債は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
普通預金	36,150百万円	43,400百万円

9. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
	一百万円	0百万円

(損益計算書関係)

※1. 減損損失

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社は、以下の資産について減損損失を計上しております。

主な地域 東京都下

主な用途 遊休資産

種類 ATM

減損損失額 111百万円

資産のグルーピングについては、銀行全体をひとつの単位としております。また、遊休資産については、各々独立した単位として取り扱っております。

第3世代ATMへの入替に伴い、将来の使用が見込まれていない資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額を使用しており、正味売却価額については、他への転用や売却が困難であるため、零としております。

※2. 災害による損失

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

「災害による損失」は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による損失であり、主にATM等の資産滅失による損失であります。

(株主資本等変動計算書関係)

I 前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,220	—	29	1,190	(注) 1.
合計	1,220	—	29	1,190	
自己株式					
普通株式	—	29	29	—	(注) 2.
合計	—	29	29	—	

(注) 1. 普通株式の発行済株式の減少29千株は、平成23年3月4日付取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少であります。

2. 普通株式の自己株式の増加29千株は、平成22年11月5日付取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加であります。また、普通株式の自己株式の減少29千株は、平成23年3月4日付取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（千株）			当事業年度 末残高 (百万円)	摘要	
		当事業年度 期首	当事業年度				当事業年度末
			増加	減少			
ストック・オプションとしての 新株予約権		—	—	—	154		
合計		—	—	—	154		

(注) 自己新株予約権は存在いたしません。

3. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年5月28日 取締役会	普通株式	3,355	2,750	平成22年3月31日	平成22年6月1日
平成22年11月5日 取締役会	普通株式	3,172	2,600	平成22年9月30日	平成22年12月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年5月27日 取締役会	普通株式	3,096	利益剰余金	2,600	平成23年3月31日	平成23年6月6日

Ⅱ 当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,190	1,189,717	—	1,190,908	(注) 1.
合計	1,190	1,189,717	—	1,190,908	
自己株式					
普通株式	—	0	—	0	(注) 2.
合計	—	0	—	0	

(注) 1. 普通株式の発行済株式の増加1,189,717千株は、株式分割による増加及びストック・オプションの行使に伴う増加によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の増加0千株は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（千株）				当事業年度 末残高 (百万円)	摘要
		当事業年度 期首	当事業年度		当事業年度末		
			増加	減少			
ストック・オプションとしての 新株予約権		—	—	—	220		
合計		—	—	—	220		

(注) 自己新株予約権は存在いたしません。

3. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年5月27日 取締役会	普通株式	3,096	2,600	平成23年3月31日	平成23年6月6日
平成23年11月10日 取締役会	普通株式	3,096	2,600	平成23年9月30日	平成23年12月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年5月25日 取締役会	普通株式	4,287	利益剰余金	3円60銭	平成24年3月31日	平成24年6月4日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
現金預け金勘定	385,013百万円	368,518百万円
現金及び現金同等物	385,013百万円	368,518百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産はありません。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額
前事業年度 (平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	6,645	6,630	—	15
無形固定資産	194	177	—	17
合 計	6,840	6,807	—	33

当事業年度 (平成24年3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	—	—	—	—
無形固定資産	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

②未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年内	34	—
1年超	0	—
合 計	34	—

③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
支払リース料	1,052	32
減価償却費相当額	997	30
支払利息相当額	10	0

④減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年内	11	9
1年超	13	5
合計	24	15

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達・運用の両面において、安定性確保とリスク極小化を基本方針としており、積極的なリスクテイクによる収益追求は行っておりません。

当社の資金調達は、A T M装填用現金等の運転資金及びA T M・システム関連投資等の設備投資資金の調達に大別され、金利動向等を踏まえてベースとなる資金を預金、長期借入や社債発行等により確保した上で、日々の調達額の変動をコール市場からの調達により賄っております。

一方、運用については、個人向けに、ごく小口の貸出業務を行っておりますが、中心は「限定的なエンドユーザー」としての資金証券業務であります。運用先は信用力が高く流動性に富む国債等の有価証券や信用力の高い金融機関に対する預け金、コールローン等に限定しており、リスクの高い金融派生商品等による運用は行わないこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主としてA T M事業を円滑に行うための現金がその大半を占めております。余資をコールローンに放出しており、発行体の信用リスクに晒されております。有価証券は、国債等及び株式であり、その他保有目的としております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。貸出金は、個人向けのローンサービス（極度型カードローン）であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されておりますが、債権は全額保証を付しているため、リスクは限定的となっております。

また、当社は、銀行業を営んでおり、その金融負債の大半を占める預金及び譲渡性預金は金利の変動リスクに晒されております。必要に応じてコールマネーにて短期的な調達をしておりますが、必要な資金を調達できない流動性リスクに晒されております。借入金、社債は、一定の環境の下で当社が市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、変動金利の借入を行っており、金利の変動リスクに晒されておりますが、金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

信用リスクに関する基本方針を「リスク管理の基本方針」に、その下位規程として「信用リスク管理規程」を制定し、これを遵守しております。信用リスクは現状、A T Mに関する決済業務及びA L M操作に関わる優良な金融機関等に対する預け金、資金放出、仮払金等に限定し、信用リスクを抑制した運営としております。また、自己査定基準、償却引当基準、自己査定・償却引当規程に従い、適正な自己査定、償却引当を実施しております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

市場リスクに関する基本方針を「リスク管理の基本方針」に、その下位規程として「市場性リスク管理規程」を制定し、これを遵守しております。「市場性リスク管理規程」にて、リスク限度額、ポジション限度、損失許容限度を設定することを規定し、リスク統括部リスク管理担当がそれらについて日次で計測・モニタリングし、経営会議等に報告を行っております。なお、月1回開催するALM委員会にて、リスクの状況、金利動向の見通し等が報告され、運営方針を決定する体制としております。

市場リスクに係る定量的情報

当社の市場リスクについては、金利リスクが主要なリスクであり、当社全体の資産・負債を対象として市場リスク量（VaR）を計測しております。VaRの計測にあたっては、分散共分散法（保有期間125日、信頼区間99.9%、データ観測期間1年間）を採用しており、平成24年3月31日時点で当社の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で990百万円であります。また当社の事業特性を鑑み、資産側の現金に対して金利期間を認識し、期間5年のゼロクーポン債（平均期間約2.5年）とみなして計測しております。モデルの妥当性に関しては、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを定期的実施しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 流動性リスクの管理

流動性リスクに関する基本方針を「リスク管理の基本方針」に、その下位規程として「流動性リスク管理規程」を制定し、これを遵守しております。「流動性リスク管理規程」にて、運用・調達の期間の違いによって生ずるギャップ限度を設定することを規定し、リスク統括部リスク管理担当がそれらについて日次で計測・モニタリングし、経営会議等に報告を行っております。資金繰り逼迫時においては、全社的に迅速かつ機動的な対応が取れるよう、シナリオ別対策を予め策定し、万全を期しており、資金流動性確保に懸念はないものと考えております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

前事業年度（平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金（*）	385,000	385,000	—
(2) コールローン（*）	9,969	9,969	—
(3) 有価証券 其他有価証券	97,834	97,834	—
(4) 貸出金 貸倒引当金（*）	536 △0		
	536	536	—
(5) A T M仮払金（*）	67,463	67,463	—
資産計	560,803	560,803	—
(1) 預金	312,692	313,173	480
(2) 譲渡性預金	20,690	20,688	△1
(3) コールマネー	2,800	2,800	—
(4) 借入金	20,000	20,248	248
(5) 社債	90,000	91,508	1,508
(6) A T M仮受金	27,557	27,557	—
負債計	473,740	475,977	2,236

（*）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、現金預け金、コールローン、A T M仮払金に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、貸借対照表計上額から直接減額しております。

当事業年度（平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金（*）	368,516	368,516	—
(2) コールローン（*）	22,950	22,950	—
(3) 有価証券 その他有価証券	96,669	96,669	—
(4) 貸出金 貸倒引当金（*）	1,916 △0		
	1,916	1,916	—
(5) A T M仮払金（*）	123,550	123,550	—
資産計	613,602	613,602	—
(1) 預金	331,581	332,404	823
(2) 譲渡性預金	40,690	40,690	—
(3) コールマネー	19,000	19,000	—
(4) 借入金	24,000	24,350	350
(5) 社債	54,000	54,920	920
(6) A T M仮受金	42,578	42,578	—
負債計	511,850	513,944	2,094

（*）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、現金預け金、コールローン、A T M仮払金に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、貸借対照表計上額から直接減額しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、満期のある預け金はありません。

(2) コールローン

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、固定金利によるものはありません。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(5) ATM仮払金

未決済期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定してしております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定してしております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、変動金利によるものはありません。

(5) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

(6) ATM仮受金

未決済期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 (3) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	平成23年3月31日	平成24年3月31日
非上場株式(*)	2,144	2,144
合 計	2,144	2,144

(*) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度 (平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	17,401	—	—	—	—	—
コールローン	10,000	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち						
満期のあるもの	97,200	—	—	—	—	—
うち国債	95,000	—	—	—	—	—
社債	2,200	—	—	—	—	—
貸出金(*2)	535	—	—	—	—	—
A T M仮払金	67,465	—	—	—	—	—
合 計	192,602	—	—	—	—	—

(*1) 預け金のうち、満期のない預け金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない0百万円は含めておりません。

なお、貸出金は、「1年以内」として開示しております。

当事業年度 (平成24年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	4,408	—	—	—	—	—
コールローン	23,000	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち						
満期のあるもの	96,500	—	—	—	—	—
うち国債	96,500	—	—	—	—	—
貸出金(*2)	1,913	—	—	—	—	—
A T M仮払金	123,554	—	—	—	—	—
合 計	249,376	—	—	—	—	—

(*1) 預け金のうち、満期のない預け金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない3百万円は含めておりません。

なお、貸出金は、「1年以内」として開示しております。

(注4) 社債、借入金及びその他有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度 (平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	257,087	29,064	26,540	—	—	—
譲渡性預金	20,390	300	—	—	—	—
コールマネー	2,800	—	—	—	—	—
借入金	—	13,000	6,000	1,000	—	—
社債	36,000	34,000	20,000	—	—	—
A T M仮受金	27,557	—	—	—	—	—
合 計	343,834	76,364	52,540	1,000	—	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当事業年度 (平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	268,247	33,674	29,658	—	—	—
譲渡性預金	40,690	—	—	—	—	—
コールマネー	19,000	—	—	—	—	—
借入金	—	18,000	6,000	—	—	—
社債	10,000	44,000	—	—	—	—
A T M仮受金	42,578	—	—	—	—	—
合 計	380,516	95,674	35,658	—	—	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. 子会社及び関連会社株式

該当事項はありません。

4. その他有価証券

前事業年度 (平成23年 3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	債券			
	国債	85,633	85,541	91
	社債	—	—	—
	小計	85,633	85,541	91
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券			
	国債	9,997	9,998	△1
	社債	2,203	2,206	△3
	小計	12,200	12,205	△4
合計		97,834	97,747	86

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度 (平成24年 3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	債券			
	国債	48,619	48,609	10
	小計	48,619	48,609	10
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券			
	国債	48,049	48,067	△17
	小計	48,049	48,067	△17
合計		96,669	96,676	△7

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

売却損益の合計額の金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

7. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

8. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

（金銭の信託関係）

該当事項はありません。

（その他有価証券評価差額金）

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

I 前事業年度（平成23年3月31日）

	金額（百万円）
評価差額	86
その他有価証券	86
（△）繰延税金負債	△35
その他有価証券評価差額金	51

II 当事業年度（平成24年3月31日）

	金額（百万円）
評価差額	△7
その他有価証券	△7
（+）繰延税金資産	2
その他有価証券評価差額金	△4

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前事業年度（平成23年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	借入金	5,000	5,000	(注) 1.
	合計	—	—	—	

(注) 1. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該借入金の時価に含めて記載しております。

当事業年度（平成24年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	借入金	5,000	5,000	(注) 1.
	合計	—	—	—	

(注) 1. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

区分	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
	金額 (百万円)	金額 (百万円)
退職給付債務 (A)	△1,295	△1,480
年金資産 (B)	840	973
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)	△454	△507
会計基準変更時差異の未処理額 (D)	—	—
未認識数理計算上の差異 (E)	470	493
未認識過去勤務債務 (F)	20	15
貸借対照表計上額純額 (G) = (C) + (D) + (E) + (F)	36	0
前払年金費用 (H)	36	0
退職給付引当金 (G) - (H)	—	—

3. 退職給付費用に関する事項

区分	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
	金額 (百万円)	金額 (百万円)
勤務費用	154	157
利息費用	23	25
期待運用収益	△20	△21
過去勤務債務の費用処理額	5	5
数理計算上の差異の費用処理額	78	77
会計基準変更時差異の費用処理額	—	—
その他 (臨時に支払った割増退職金等)	0	—
退職給付費用	243	244

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 割引率

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
2.0%	2.0%

(2) 期待運用収益率

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
2.5%	2.5%

(3) 退職給付見込額の期間配分方法

ポイント基準

(4) 過去勤務債務の額の処理年数

10年（その発生年度の従業員の前平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により損益処理）

(5) 数理計算上の差異の処理年数

10年（各発生年度の従業員の前平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理）

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前事業年度	当事業年度
営業経費	66百万円	71百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第1回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第2回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第2回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名	当社執行役員 3名	当社取締役 4名	当社執行役員 5名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 184,000株	普通株式 21,000株	普通株式 171,000株	普通株式 38,000株
付与日	平成20年8月12日	同左	平成21年8月3日	同左
権利確定条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日(新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日)の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日(新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日)の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	平成20年8月13日から平成50年8月12日まで	同左	平成21年8月4日から平成51年8月3日まで	同左
	第3回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第3回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第4回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第4回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名	当社執行役員 4名	当社取締役 5名	当社執行役員 8名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 423,000株	普通株式 51,000株	普通株式 440,000株	普通株式 118,000株
付与日	平成22年8月9日	同左	平成23年8月8日	同左
権利確定条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日(新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日)の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日(新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日)の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	平成22年8月10日から平成52年8月9日まで	同左	平成23年8月9日から平成53年8月8日まで	同左

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、当社は平成23年12月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合をもって株式分割を行っているため、株式数は株式分割に伴い調整された後の数値によっております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成24年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第1回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第2回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第2回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利確定前 (株)				
前事業年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前事業年度末	157,000	21,000	171,000	38,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	7,000	—	8,000
失効	—	—	—	—
未行使残	157,000	14,000	171,000	30,000
	第3回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第3回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第4回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第4回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利確定前 (株)				
前事業年度末	—	—	—	—
付与	—	—	440,000	118,000
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	440,000	118,000
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前事業年度末	423,000	51,000	—	—
権利確定	—	—	440,000	118,000
権利行使	—	13,000	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	423,000	38,000	440,000	118,000

② 単価情報

	第1回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第1回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第2回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第2回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	—	165,700円	—	165,700円
付与日における公正な評価単価	新株予約権 1個当たり 236,480円	新株予約権 1個当たり 236,480円	新株予約権 1個当たり 221,862円	新株予約権 1個当たり 221,862円
	第3回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第3回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第4回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第4回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	—	165,700円	—	—
付与日における公正な評価単価	新株予約権 1個当たり 139,824円	新株予約権 1個当たり 139,824円	新株予約権 1個当たり 127,950円	新株予約権 1個当たり 127,950円

(注) 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式1,000株であります。なお、当社は平成23年12月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合をもって株式分割を行っているため、権利行使価格は株式分割に伴い調整された後の数値によっております。また、行使時平均株価はストック・オプション行使時の当社の平均株価であります。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された第4回-①新株予約権及び第4回-②新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値及び見積方法

	第4回-①新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第4回-②新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
株価変動性 (注) 1.	34.58%	34.58%
予想残存期間 (注) 2.	6.18年	6.18年
予想配当 (注) 3.	5,200円/株	5,200円/株
無リスク利率 (注) 4.	0.469%	0.469%

- (注) 1. 3年5ヶ月間（平成20年2月29日から平成23年8月8日まで）の株価実績に基づき算定しております。
 2. 在職中の役員の、平成23年6月から年齢退任日までの日数の平均値に、行使可能期間の10日間を加算した日数を経過した時点で行使されるものと推定して見積もっております。
 3. 直近の配当実績によっております。
 4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しています。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	394 百万円	493 百万円
減価償却費損金算入限度超過額	229	190
賞与引当金	132	119
資産除去債務	107	94
ストック・オプション費用	62	80
未払金(旧役員退職慰労引当金)	85	77
貸倒引当金損金算入限度超過額	28	29
減損損失	—	21
その他有価証券評価差額金	—	2
災害による損失	116	—
その他	49	72
繰延税金資産合計	1,206	1,182
繰延税金負債		
資産除去債務に係る有形固定資産修正額	△44	△34
前払費用	△14	△0
その他有価証券評価差額金	△35	—
その他	—	△1
繰延税金負債合計	△94	△35
繰延税金資産の純額	1,111 百万円	1,146 百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来40.69%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%となります。この税率変更により、繰延税金資産は97百万円減少し、その他有価証券評価差額金は0百万円減少し、法人税等調整額は97百万円増加しております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本店等事業所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から4～18年と見積もり、割引率は0.4～1.9%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
期首残高 (注)	247百万円	264百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	11百万円	一百万円
時の経過による調整額	4百万円	4百万円
資産除去債務の履行による減少額	一百万円	△3百万円
期末残高	264百万円	265百万円

(注) 前事業年度の「期首残高」は、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる残高であります。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. サービスごとの情報

当社は、A T M関連業務の区分の外部顧客に対する経常収益が損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社は、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	経常収益	関連するセグメント名
株式会社三菱東京U F J銀行	9,100	銀行業

(注) 一般企業の売上高に変えて、経常収益を記載しております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. サービスごとの情報

当社は、A T M関連業務の区分の外部顧客に対する経常収益が損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社は、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	経常収益	関連するセグメント名
株式会社三菱東京UFJ銀行	10,111	銀行業

(注) 一般企業の売上高に変えて、経常収益を記載しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社は、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他 関係 会社	株式会社セ ブン-イレブ ン・ジャパ ン	東京都 千代田区	17,200	コンビニエ ンスストア 事業	被所有 直接 38.09	A T M設置 及び管理業 務に関する 契約 資金取引	A T M設置 支払手数料 の支払 (注) 1.	8,994	未払費用 (注) 3.	770
							譲渡性預金 の受入 (注) 2.	14,493	—	—
							譲渡性預金 利息 (注) 1.	15	—	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

A T M設置支払手数料に係る取引条件及び取引条件の決定方針等については、事務委任に対する対価性及び同社が負担したインフラ整備費用等を総合的に勘案して決定しております。

譲渡性預金の利率は、取引期間に応じ、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。

2. 譲渡性預金の取引金額は、当事業年度中の平均残高を記載しております。

3. 取引金額には消費税等を含めておりませんが、期末残高には消費税等を含めております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他 関係 会社	株式会社セ ブン-イレブ ン・ジャパ ン	東京都 千代田区	17,200	コンビニエ ンスストア 事業	被所有 直接 38.09	A T M設置 及び管理業 務に関する 契約 資金取引	A T M設置 支払手数料 の支払 (注) 1.	9,536	未払費用 (注) 2.	859

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

A T M設置支払手数料に係る取引条件及び取引条件の決定方針等については、事務委任に対する対価性及び同社が負担したインフラ整備費用等を総合的に勘案して決定しております。

2. 取引金額には消費税等を含めておりませんが、期末残高には消費税等を含めております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の
子会社等

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社を 持つ 会社等	株式会社セ ブン & ア イ・フィナ ンシャルセ ンター	東京都 千代田区	10	金融関連事 業	—	資金取引 役員の兼任	譲渡性預金 の受入 (注) 2.	13,671	譲渡性預金	20,000
							譲渡性預金 利息 (注) 1.	15	未払費用	0

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

譲渡性預金の利率は、取引期間に応じ、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。

2. 譲渡性預金の取引金額は、当事業年度中の平均残高を記載しております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社を 持つ 会社等	株式会社セ ブン & ア イ・フィナ ンシャルセ ンター	東京都 千代田区	10	金融関連事 業	—	資金取引	譲渡性預金 の受入 (注) 2.	20,341	譲渡性預金	40,000
							譲渡性預金 利息 (注) 1.	20	未払費用	0

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

譲渡性預金の利率は、取引期間に応じ、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。

2. 譲渡性預金の取引金額は、当事業年度中の平均残高を記載しております。

(エ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社セブン&アイ・ホールディングス（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	円	96.05	105.30
1株当たり当期純利益金額	円	13.19	14.49
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	13.19	14.48

(注) 1. 当社は、平成23年12月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合をもって株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり情報を算定しております。

(会計方針の変更)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号平成22年6月30日)を適用しております。この適用により、当事業年度に行った株式分割は、前事業年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、前事業年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額	96,050円49銭
1株当たり当期純利益金額	13,198円52銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	13,191円01銭

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり当期純利益金額			
当期純利益	百万円	16,008	17,267
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る当期純利益	百万円	16,008	17,267
普通株式の期中平均株式数	千株	1,212,873	1,190,901
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額			
当期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	686	1,192
うち新株予約権	千株	686	1,192
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(重要な後発事象)

無担保社債の発行

当社は、平成24年5月11日開催の取締役会の決議に基づき、国内における一般募集による無担保社債を次のとおり発行いたしました。

社債の名称	株式会社セブン銀行 第6回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	株式会社セブン銀行 第7回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)
発行総額	金300億円	金100億円
発行年月日	平成24年5月31日	
発行価額	各社債の金額100円につき金100円	
利率	年0.398%	年0.613%
担保・保証	担保・保証は付さず、また資産は特に留保しない	
償還方法	満期一括償還(期限前買入消却可)	
償還期限	平成29年6月20日	平成31年6月20日
資金使途	社債償還資金及び一般運転資金	

⑤ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	1,570	99	18	1,651	848	158	803
A T M	37,691	7,244	1,231 (111)	43,704	34,897	5,359	8,807
その他の有形 固定資産	3,483	558	116	3,925	2,581	652	1,343
有形固定資産計	42,746	7,902	1,366 (111)	49,281	38,327	6,170	10,954
無形固定資産							
ソフトウェア	49,034	4,734	229	53,540	37,595	6,183	15,944
ソフトウェア 仮勘定	1,204	1,188	1,655	738	—	—	738
その他の無形 固定資産	19	—	—	19	9	1	9
無形固定資産計	50,258	5,923	1,884	54,298	37,604	6,184	16,693

(注) 1. 当期増加額の主な内訳

A T M 第3世代A T Mへの更新 7,182百万円

2. 当期減少額欄における () 内は減損損失の計上額 (内書き) であります。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
第2回無担保社債	平成18年 12月4日	36,000	—	1.45	なし	平成23年12月20日
第3回無担保社債	平成18年 12月4日	24,000	24,000 [—]	1.67	なし	平成25年12月20日
第4回無担保社債	平成21年 7月2日	10,000	10,000 [10,000]	0.74	なし	平成24年6月20日
第5回無担保社債	平成21年 7月2日	20,000	20,000 [—]	1.03	なし	平成26年6月20日
合計	—	90,000	54,000 [10,000]	—	—	—

(注) 1. 「当期末残高」欄の [] 書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。

2. 決算日後5年内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額 (百万円)	10,000	24,000	20,000	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	20,000	24,000	1.14	—
再割引手形	—	—	—	—
借入金	20,000	24,000	1.14	平成25年12月6日 ～平成29年2月28日
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
リース債務(1年以内に返済予定 のものを除く。)	—	—	—	—

(注) 1. 「平均利率」は期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 借入金の決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額 (百万円)	—	13,000	5,000	1,000	5,000

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

(参考) なお、営業活動として資金調達を行っている約束手形方式による商業・ペーパーの発行はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	71	77	0	71	77
一般貸倒引当金	71	77	—	71	77
個別貸倒引当金	0	0	0	—	0
賞与引当金	325	315	325	—	315
計	396	393	325	71	393

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額は次の理由によるものです。

一般貸倒引当金・・・・・・洗替による取崩額

○ 未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	4,994	6,755	4,979	14	6,755
未払法人税等	4,010	5,444	4,000	9	5,444
未払事業税	984	1,311	979	4	1,311

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成24年3月31日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

① 資産の部

預け金 日本銀行への預け金80百万円、他の銀行への預け金4,327百万円であり
ます。
前払費用 前払経費393百万円その他であります。
未収収益 未収手数料7,072百万円、未収利息133百万円その他であります。
その他の資産 保証金782百万円、期末貯蔵品（帳票等）39百万円、仮払金2百万円その他
であります。

② 負債の部

その他の預金 別段預金341百万円であります。
未払費用 未払経費2,877百万円、未払利息998百万円、未払手数料943百万円その他
あります。
その他の負債 未払金2,722百万円、仮受金76百万円その他であります。

(3) 【その他】

① 当事業年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
経常収益（百万円）（注）1.	21,955	44,338	66,896	88,318
税引前四半期（当期）純利益金額（百万円）	7,807	15,647	23,528	29,300
四半期（当期）純利益金額（百万円）	4,620	9,270	13,884	17,267
1株当たり四半期（当期）純利益金額（円）（注）2.	3.87	7.78	11.65	14.49

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額（円）（注）2.	3.87	3.90	3.87	2.84

（注）1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 当社は、平成23年12月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合をもって株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

② その他

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当社のホームページに記載しており、そのアドレスは次のとおり。 http://www.sevenbank.co.jp/
株主に対する特典	なし

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、関東財務局長に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類、確認書

事業年度	期間（事業年度）	提出日
第10期	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月21日

(2) 内部統制報告書

事業年度	期間（事業年度）	提出日
第10期	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月21日

(3) 四半期報告書及びその確認書

事業年度	期間（事業年度）	提出日
第11期 第1四半期	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	平成23年8月12日
第11期 第2四半期	自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日	平成23年11月24日
第11期 第3四半期	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日	平成24年2月10日

(4) 臨時報告書

提出日	根拠条文
平成23年6月23日	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2 (株主総会における議決権行使の結果)

(5) 発行登録書（社債）及びその添付書類

提出日	
	平成23年7月28日

(6) 発行登録追補書類（社債）及びその添付書類

提出日	
	平成24年5月24日

(7) 訂正発行登録書

提出日	
	平成23年8月12日、同年11月24日、平成24年2月10日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月19日

株式会社セブン銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 澤 陽 一 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 田 世 紀 ⑩

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セブン銀行の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社セブン銀行の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社セブン銀行が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月19日
【会社名】	株式会社セブン銀行
【英訳名】	Seven Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 二子石 謙輔
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 二子石 謙輔は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

ただし、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成24年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価については、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定いたしました。当該業務プロセスの評価については、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、子会社等がなく、全体を単一の事業拠点と捉えていることから、当社全体を「重要な事業拠点」といたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として有価証券、預金、ATM受入手数料に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加いたしました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月19日
【会社名】	株式会社セブン銀行
【英訳名】	Seven Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 二子石 謙輔
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 二子石 謙輔は、当社の第11期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

